

植民地官僚のアイランド問題認識

－吉村源太郎を手掛かりとして－

加藤 道也[†]

キーワード：吉村源太郎，アイランド，植民地統治

1. はじめに

日清・日露両戦争を経て、日本は植民地を有する帝国主義国となり、アジアにおける覇権を確立した。さらに第1次世界大戦に日英同盟に基づき参戦した日本は、戦勝国となりその国際的地位をさらに高めていった。日清戦争の結果として台湾を領有し、日露戦争によって朝鮮半島における支配権を強化していった日本は、1910年ついに韓国を併合するとともに、南満州鉄道を獲得したことによって中国東北部にも強固な利権を有するに至ったのであった。1907年にはロシアが清国から租借していた旅順・大連を含む関東州をかわって租借し、そこに関東都督府を置き事実上の植民地支配を行った。

こうした過程において、日本本国から多くの官僚が植民地および影響圏に送り込まれ、「外地行政」が行われることとなった。同時に、当時すでに帝国主義国として君臨していたイギリスをはじめとする欧米諸国の植民地統治に関する情報収集が図られていった。とりわけ第1次世界大戦期以降においては、多くの「植民地官僚」が欧米諸国に派遣され、その植民地統治の状況を調査し報告を行ったのであった。

植民地官僚に注目した研究は近年盛んになってきており、植民地人事を中心とした官僚の動向に関する全般的な傾向が明らかになってきている¹⁾。日本の植民地については、最初に獲得した台湾や日露戦争後に獲得した関東州においては、官僚人事の面でいわゆる内地との交流が盛んであり、朝鮮においては内地との交流を図ろうとする内務省と、いわゆる「生え抜き」官僚群を育てようとする朝鮮総督府との間で様々な駆け引きが行われてい

[†] 大阪産業大学 経済学部経済学科 准教授

原稿受理日 8月30日

たのであった。

植民地台湾や植民地朝鮮の官僚に関しては、一定の研究成果が出てきた状況であるが、日本が日露戦争後に租借した関東州に関してはいまだ研究自体が非常に少ないと言えよう。そうした研究状況に鑑み、本稿では、内務省出身官僚であり本国勤務中から植民地行政に通じ、実務官僚としても関東都督府において重要な役割を果たした吉村源太郎の経歴およびその植民地統治認識を検討したい。吉村源太郎は、その拓殖局嘱託時代にイギリス植民地を中心として数多くの報告書を残している。中でもアイルランドに関する報告書とエジプトに関する報告書についてはすでに先行研究においても言及されている²⁾。しかし、そうした報告書を残した吉村自身がどのような立場に立脚してそれらの報告書を記したのかについては推測の域を出ていない。しかし、吉村源太郎は、報告書の他にも自らの立場を明確に表明した著作があり、そうした彼の立場を把握したうえで彼の残した欧米植民地に関する報告書群を読むと、彼自身の植民地統治認識が非常に明確に読み取れる³⁾。

吉村源太郎という植民地行政において非常に重要な役割を果たしながら、これまであまり言及されなかった人物を通して、日本の植民地統治のあり方を析出することが本稿全体の課題である。

-
- 1) 加藤聖文「植民地統治における官僚人事－伊沢多喜男と植民地－」大西北呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版 2003年、木村健二「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』日本経済新聞社 2004年、波形昭一「植民地台湾の官僚人事と経済官僚」波形昭一・堀越芳昭編著『近代日本の経済官僚』日本経済新聞社 2004年、李炯植「『文化統治』初期における朝鮮総督府官僚の統治構想」『史学雑誌』115(4)2006年4月、岡本真希子「植民地官僚の政治史－朝鮮・台湾総督府と帝国日本－」三元社 2008年、松田利彦『日本の朝鮮植民地支配と警察－1905～1945年』校倉書房 2009年、松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣 2009年、などが代表的である。また、拙稿「朝鮮総督府官僚のアイルランド認識－時永浦三を手掛かりとして－」『大阪産業大学経済論集』第11巻第1号 2009年9月、拙稿「時永浦三のアメリカ調査報告－アメリカにおける朝鮮独立運動とアイルランド独立運動－」『大阪産業大学経済論集』第11巻第2号 2010年1月、および拙稿「内地時代の時永浦三－朝鮮総督府出身官僚の内地行政官としての経歴をめぐって－」『大阪産業大学経済論集』第11巻第3号 2010年6月、も参照されたい。
 - 2) アイルランドに関しては、上野格「日本におけるアイアランド学の歴史」『思想』No.617 1975年11月、齋藤英里「『アイルランド・朝鮮類比論』の展開」法政大学比較経済研究所・後藤浩子編『アイルランドの経験－植民・ナショナリズム・国際統合－』法政大学出版局 2009年、エジプトに関しては、中岡三益「加藤房蔵と吉村源太郎の植民地統治論」日本オリエント学会創立35周年記念『オリエント学論集』刀水書房 1990年7月。また、中岡三益『現代エジプト論』アジア経済研究所 1979年、および中岡三益「アラブ認識とアラブ研究」歴史学研究会編『アジア現代史別巻 現代アジアへの視点』青木書店 1985年、も参照されたい。
 - 3) 吉村源太郎の著作および報告書については、後掲の表2を参照されたい。

2. 吉村源太郎の経歴と活動

(1) 吉村源太郎の経歴と活動

吉村源太郎は、1875年11月20日、東京府平民に生まれた⁴⁾。1892年3月、東京府尋常中学校（現都立日比谷高等学校）を卒業し、第一高等学校へ進学した。尋常中学校の卒業式においては卒業生総代として答辞を読んだ⁵⁾。第一高等学校に進んだ吉村は、そこでも優秀な成績を修め、1895年9月、東京帝国大学法科大学に進んだ。1899年7月10日、吉村は同大学法律学科を79名中4位の好成績で卒業し⁶⁾、同年7月16日付で内務省に入省し、台湾課属となった⁷⁾。彼はさらに北海道課属としても勤務した⁸⁾。内務省に入省後、1899年11月には、文官高等試験に31名中7位で合格している⁹⁾。1900年9月、吉村は石川県参事官として地方勤務となり¹⁰⁾、1901年4月には静岡県参事官に転じた¹¹⁾。そして1902年3月には法制局参事官に任じられた¹²⁾。さらに同年6月には、臨時秩禄処分調査委員兼務となった¹³⁾。

法制局参事官としての吉村は、1903年4月には、兵庫・長崎・熊本の3県に出張し調査業務を遂行した¹⁴⁾。さらに1904年2月には、内閣恩給局審査官を兼務となり¹⁵⁾、また1905年には政府委員に任命されるなど¹⁶⁾、様々な要職を兼務した。吉村は、国内に出張するのみではなく、1905年4月には台湾へ¹⁷⁾、同年7月には清国福州廈門およびイギリス領香港

4) 吉村源太郎の経歴については、総理府保管の彼の履歴書に基づいた上野格および中岡三益による論述、およびそれらを参照した齋藤英里のものを参考に、『官報』などを用いてさらに詳細な情報を加えた。表1を参照されたい。参照した先行文献は、上野格「日本におけるアイアランド学の歴史」『思想』No.617 1975年11月、134頁-135頁、中岡三益「加藤房蔵と吉村源太郎の植民地統治論」日本オリエント学会創立35周年記念『オリエント学論集』刀水書房 1990年7月、369頁-371頁、齋藤英里「『アイランド・朝鮮類比論』の展開」法政大学比較経済研究所・後藤浩子編『アイランドの経験-植民・ナショナリズム・国際統合-』法政大学出版局 2009年、326頁。

5) 日比谷高校百年史編集委員会『日比谷高校百年史 中巻』1979年、11頁。

6) 『官報』1899年7月12日。

7) 『満洲日日新聞』1910年5月12日。

8) 内閣官報局『職員録 明治33年(甲)』1900年 56頁。この時の北海道課課長は、後に関東都督府民政長官となる白仁武であった。吉村は白仁民政長官期に参事官として関東都督府に赴任している。

9) 秦郁彦編『日本官僚制総合事典 1868-2000』東京大学出版会 2001年、179頁。

10) 『官報』1900年9月18日。

11) 『官報』1901年4月18日。

12) 『官報』1902年3月5日。

13) 『官報』1902年6月12日。

14) 『官報』1903年4月23日。

15) 『官報』1904年2月12日。また、総理府恩給局『恩給局開局百年史』信陽堂印刷 1984年、169頁も参照されたい。

16) 『官報』1905年1月31日。

へ¹⁸⁾、1907年6月には韓国および満洲へ¹⁹⁾、同年8月にはロシア領ウラジオストックへ出張し²⁰⁾、日本の植民地支配における重要地域に赴き知見を広めていった²¹⁾。

また、吉村は、法制局参事官勤務に加えて、1906年には、1904年5月に設立された法政大学清国留学生法政速成科において行政法を講じている²²⁾。吉村は当時の日本の地方自治に関する法律の内容を講じたものと思われる。ここで教育を受けた清国からの留学生は、その後帰国し、本国での法制度の確立に尽力することとなったのである²³⁾。

このように、法制局参事官として日本の植民地に関する知識を深めた吉村は、1908年7月、日露戦争の結果、日本が租借した関東州に関東都督府参事官として赴任することとなった²⁴⁾。赴任して間もなくの1909年2月、植民地統治に関する調査を行うため、イギリスをはじめとする欧米各国およびアフリカへ1年半余りにわたり派遣されることとなった²⁵⁾。出張中の1910年5月5日、吉村は関東都督府事務官兼任を命じられ²⁶⁾、同月9日、大連民政署長に任じられた²⁷⁾。以後吉村は、日本の植民地官僚として重要な役割を果たしていくことになる。吉村の大連民政署長任命を伝える現地の新聞は、以下のように報じ、吉村の手腕に大きな期待を寄せていた。

「昨年二月欧米各国及び阿弗利加へ差遣せられ各地の殖民状態を調査視察し目下英国に滞在中なる都督府参事官吉村源太郎氏は去る五日都督府事務官兼任を命ぜられ九日附を以

17) 『官報』1905年4月5日。

18) 『官報』1905年7月13日。

19) 『官報』1907年6月17日。

20) 『官報』1907年8月10日。

21) 当時の法制局の職場環境については、柳田国男「法制局時代の上山氏」『定本 柳田国男集 第二十三巻』筑摩書房1971年、444頁、に「役人に許される最大限の自由を以て、時世を観察し政策を批判し、如何なる小さな案件でも、文句を付けずには通すまいとし、一日として議論をせずに過ぎた日は無く」との回想がある。また、後藤総一郎監修柳田国男研究会編『柳田国男伝』三一書房 1988年、320頁、には、法制局は、「一種研究所のような雰囲気を含んでいた」と記されている。法制局の業務内容については、内閣法制局百年史編纂委員会編『内閣法制局百年史』大蔵省印刷局 1985年、も参照されたい。

22) 法政大学『法政大学八十年史』1961年、394頁。

23) 黄東蘭『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院 2005年、第5章参照。同著142頁-143頁、には、法政速成科における吉村の講義内容は、当時の法政大学本科で用いられていた松浦鎮次郎『市町村制』の内容とほぼ同一であったことが指摘されている。また、同著142頁および167頁には、吉村の講義録は、張家鎮編訳『地方行政制度』上海・予備立憲公会 1906年、および朱徳権編訳『市町村制』1907年、として法政速成科卒業生によって中国語訳されて中国で出版されたことが指摘されている。

24) 『官報』1908年7月25日。

25) 『官報』1909年2月8日。

26) 『官報』1910年5月6日。

27) 『官報』1910年5月17日。

て大連民政署長に補せられ現大連民政署長事務取扱吉田豊次郎氏は更めて署長代理を命ぜられたるが吉村氏は明治八年十一月東京に生れ三十二年東京帝国大学法科を卒業し前の大連民政署長関屋氏法制局の中西参事官，満鉄の茂泉地方課長と共に同期生中の秀才と呼ばれし人にて頭脳明晰亦頗る勉強家なりと云ふその帰朝して任に就くは七月頃なるべし」²⁸⁾

吉村は1911年5月29日，勅任官である関東都督府外事総長（参事官兼任）に任ぜられ²⁹⁾，さらに重要な役割を果たしていくこととなった。1912年12月7日から1913年8月14日までは大連民政署長事務取扱をも兼務した³⁰⁾。外事総長としての吉村は，清国およびロシアとの外交折衝を精力的にこなしていった。順風満帆に見えた吉村の植民地官僚生活であったが，1914年8月28日，関東都督府参事官の兼任を解かれ³¹⁾，同年10月5日，文官分限令第11条第1項第4号により休職となった³²⁾。この休職に関しては，当時の福島関東都督が外務大臣加藤高明へ配慮を求める以下のような電文を送っている。

「当府外事総長吉村源太郎病氣ノタメ今般休職稟申ノ所在職中勤勞鮮ナカラサルニ付金千三百円ヲ賞与致シタク御認可ヲ請フ」³³⁾

これを受けて外相加藤高明は，翌8月29日付で首相大隈重信に認可を求めている。

「関東都督府外事総長吉村源太郎賞与ノ件ニ関シ別紙ノ通関東都督ヨリ電稟ノ次第有之

28) 『満洲日日新聞』1910年5月12日。

29) 『官報』1911年5月30日。

30) 『官報』1912年12月13日および1913年8月21日。

31) 『官報』1914年8月29日。

32) 『官報』1914年10月6日。

33) 『公文雑纂・大正三年・第七卷・内閣七』（A04010275200）。吉村源太郎の休職に関する事情については，中岡三益「加藤房蔵と吉村源太郎の植民地統治論」日本オリエント学会創立35周年記念『オリエント学論集』刀水書房 1990年7月，371頁，が「何等かの形で源太郎が文治派と武断派の対立の渦中の人となり，解任・休職に追いこまれたと見てはば間違いないであろう」とし，関東都督府内における対立に原因があるとの見解を述べているが，筆者は休職の理由は病気によるものではないかと考える。また，彼が「休職満期」の後，他の内務省出身官僚のように内地の行政官として復帰しなかった点については，吉村源太郎が内務省入省後早い時期に，法制局に転じたことが原因であると見れば整合的に理解可能であろう。この点に関しては，同じく植民地官僚として活躍した内務省出身官僚関屋貞三郎と法制局出身の石塚英蔵の後の経歴を比較して，「関屋が内地へ戻れたのに対して，石塚が戻れなかった一因は，組織が巨大かつ内地も含めてポストが豊富な内務省と元々ポストの少ない法政官僚との違いにあ」と指摘する加藤聖文「植民地統治における官僚人事－伊沢多喜男と植民地－」大西比呂志編『伊沢多喜男と近代日本』芙蓉書房出版 2003年，134頁，の見解を参照した。

候條至急御認可相成度此段申進候也」³⁴⁾

以上の結果、1914年10月5日、休職が発令されたのであった。しかし、休職満期である2年間が経過しても吉村は復帰することはなかった。そして1916年11月2日、特旨を以て位1級を被進され、従4位勲4等に叙せられた³⁵⁾。この時、吉村源太郎は40歳であった。

退職となった吉村は、その1年後に、1917年7月に内閣に再設置された拓殖局の嘱託となり、イギリス植民地を中心とした欧米諸国の植民地に関する調査研究に従事し、多くの報告書を作成した。また、雑誌にも寄稿し植民地に関する意見を表明している³⁶⁾。嘱託としての彼の報告書作成は、1922年11月に拓殖局が役割を縮小された拓殖事務局時代および1924年12月に行われた内閣拓殖局への改称時代、さらには1929年6月に設置された拓務省時代に至るまで行われている。吉村の著作および報告書については後に詳しく見ていくことにしたい。

吉村源太郎は、嘱託として植民地研究を行うと共に、1920年6月5日、東京地方裁判所検事局において弁護士登録を行い³⁷⁾、同年7月、民事・商事および行政事務を扱う弁護士事務所を東京丸の内仲通6号館に開業し³⁸⁾、少なくとも1936年頃までは弁護士業務を行っていた³⁹⁾。その後の吉村の活動の詳細は明らかではないが、1945年5月頃、家族3人で那須へ疎開したことが判明している⁴⁰⁾。1945年8月10日、夫人を亡くした吉村は⁴¹⁾、同月21日、逝去した⁴²⁾。その死を同年9月に知らされた内閣法制局参事官時代の同僚柳田國男は、「吉村源太郎君先月二十一日になくなるよし、娘より報知あり。夫人におくること一月ばかり、此人の如く不幸な晩年の人も少なし、嘆息す」と書いている⁴³⁾。享年69歳であった。

34) 『公文雑纂・大正三年・第七巻・内閣七』(A04010275200)。

35) 『官報』1916年11月6日。

36) 吉村源太郎の著作および報告書に関しては、表2を参照されたい。

37) 『官報』1920年6月10日。

38) 『東京朝日新聞』1920年7月23日。

39) 浅野松次郎編『第四十版 日本紳士録』交詢社 1936年、には弁護士として吉村源太郎の名が掲載されている。

40) 柳田國男『炭焼日記』5月13日。(『定本 柳田國男集 別巻第四』筑摩書房1971年、198頁。)

41) 柳田國男『炭焼日記』8月25日。(『定本 柳田國男集 別巻第四』筑摩書房1971年、240頁。)

42) 柳田國男『炭焼日記』9月11日。(『定本 柳田國男集 別巻第四』筑摩書房1971年、246頁。)

43) 柳田國男『炭焼日記』9月11日。(『定本 柳田國男集 別巻第四』筑摩書房1971年、246頁。)

植民地官僚のアイランド問題認識（加藤道也）

表1 吉村源太郎経歴（『官報』等による）

辞令日付	辞令内容	交付時役職等	出典官報日付等	年齢
1875年11月20日	東京府平民に生まれる			0歳
1892年3月	東京府尋常中学校卒業（卒業生総代、答辞を読む）		『日比谷高校百年史・中巻』11頁	17歳
1892年9月	第一高等学校入学			17歳
1895年9月	同卒業			20歳
1895年9月	東京帝国大学法科大学入学			20歳
1899年7月10日	東京帝国大学法科大学法律学科卒業（4位で）		1899年7月12日	24歳
1899年7月16日	内務省台湾課属（後に同北海道課属）		『満洲日日新報』1910年5月11日	24歳
1899年11月20日	文官高等試験合格（31名中7位）		秦郁彦編『日本官僚制総合事典』179頁	25歳
1900年9月17日	任石川県参事官 叙高等官7等	内務属	1900年9月18日	25歳
1901年4月17日	任静岡県参事官 叙高等官7等	石川県参事官	1901年4月18日	25歳
1902年3月4日	任法制局参事官 叙高等官6等 7級俸下賜	静岡県参事官 従7位	1902年3月5日	26歳
1902年6月11日	臨時秩祿処分調査委員被仰付	法制局参事官	1902年6月12日	26歳
1903年4月22日	御用有之兵庫長崎熊本三県へ出張ヲ命ズ	法制局参事官	1903年4月23日	27歳
1904年2月10日	兼任内閣恩給局審査官 叙高等官6等	法制局参事官	1904年2月12日	28歳
1905年1月30日	政府委員被仰付	法制局参事官	1905年1月31日	29歳
1905年4月4日	御用有之台湾へ出張ヲ命ズ	法制局参事官	1905年4月5日	29歳
1905年7月12日	御用有之清国福州廈門及英領香港へ被差遣	法制局参事官	1905年7月13日	29歳
1907年6月15日	御用有之韓国及満洲へ被差遣	法制局参事官	1907年6月17日	31歳
1907年8月9日	御用有之露領浦鹽斯德へ被差遣	法制局参事官	1907年8月10日	31歳
1908年7月24日	任関東都督府参事官	法制局参事官兼内閣恩給局審査官 正6位勲5等	1908年7月25日	32歳
1909年2月6日	御用有之欧米各国及亜非利加へ被差遣	関東都督府参事官	1909年2月8日	33歳
1910年5月5日	兼任関東都督府事務官 叙高等官3等	関東都督府参事官 従5位勲5等	1910年5月6日	34歳
1910年5月9日	大連民政署長ヲ命ズ	関東都督府事務官	1910年5月17日	34歳
1911年5月29日	任関東都督府外事総長 叙高等官2等	関東都督府参事官兼関東都督府事務官 従5位勲5等	1911年5月30日	35歳
1911年5月29日	兼任関東都督府参事官 叙高等官3等	関東都督府外事総長 従5位勲5等	1911年5月30日	35歳
1912年12月7日	大連民政署長事務取扱ヲ命ズ	関東都督府外事総長	1912年12月13日	37歳
1913年8月14日	大連民政署長事務取扱ヲ免ス	関東都督府外事総長	1913年8月21日	37歳
1914年8月28日	免兼官	関東都督府外事総長兼関東都督府参事官	1914年8月29日	38歳
1914年10月5日	文官分限令第11条第1項第4号ニ依リ休職被仰付	関東都督府外事総長	1914年10月6日	38歳
1916年11月2日	特旨ヲ以テ位1級被進 叙従4位	正5位勲4等	1916年11月6日	40歳
1917年11月	拓殖局事務調査ヲ囑託ス			41歳
1920年6月5日	弁護士登録（東京弁護士会入会）		1920年6月10日	44歳
1945年8月21日	逝去		柳田國男『炭焼日記』1945年9月11日	69歳

(2) 吉村源太郎の植民地関係著作および報告書

吉村源太郎は、現役の官僚時代においては植民地に関する著作や報告書を執筆することはなかったようである。彼の植民地関係の著作・報告書は、1917年以降に書かれており、その大半は、彼が拓殖局囑託となってからのものである。ここでは、現在筆者が把握している限りの吉村の著作・報告書について、整理しておきたいと思う。

表2 吉村源太郎の著作および報告書

年月	著作・報告書	備考
1917年7月	「亜細亜主義に就て」『亜細亜時論』黒龍会	アジア主義に基づいて日中親善を図り、欧米諸国に対抗すべきことを主張。
1917年11月	「戦争と英国の国家組織」『亜細亜時論』黒龍会	イギリスの戦時内閣のあり方は、イギリス帝国全体に影響を及ぼす可能性があることを指摘。
1918年7月	『英帝国の統一問題』拓殖局	イギリス帝国を構成する自治領の地位を論じ、その帝国としての統一性を保つための政策について論じている。
1918年12月	「英吉利の国家統一策」『亜細亜時論』黒龍会	イギリス帝国の統一性を維持するためには、アイルランドやインドなどの王領植民地統治のあり方が重要であると主張。
1919年8月	『愛蘭問題』拓殖局	イースター蜂起に代表されるアイルランドの反英意識の源泉を探究。
1920年8月	『印度統治改革問題』拓殖局	<i>Repoert on the Indian Constitutional Reform</i> の要旨とその批評
1921年3月	『印度ノ國民運動』拓殖局	自治運動が活発化するインド情勢に関する論考。1920年11月稿。
1921年3月	『英蘇併合論』拓殖局	A.V.Dacey & R.S.Rait 及び Mackimon の論考に依拠して、異民族統治の成功例を論述。
1921年3月	『愛蘭革命派とボルシエビキ』拓殖局	独立運動を先鋭化させるシンフェイン党と共産主義勢力との関係を検討。
1921年9月	『埃及問題』拓殖局	イギリスの「善政主義」によるエジプト統治の問題点を指摘。
1922年9月	『植民地二對スル立法制度一斑』拓殖局	謄写版(手書き)、イギリス、フランス、オランダ、ドイツに関して調査
1922年11月	『愛蘭及埃及二就テ』拓殖局	「アイルランド自由国」をめぐる情勢を分析。1922年4月稿。
1923年5月	『南阿聯邦論』拓殖事務局	英=ポーア交渉は英蘭関係に似ているため『愛蘭問題』及び『英蘇併合論』を参照するよう叙述
1923年6月	『米國に於ける排日運動史』拓殖事務局	<i>Royal Science Quarterly</i> 第37巻第4号・第5号に掲載の、Raymond Leslie Buell (Harvard University) の叙述の抄訳
1924年10月	「愛蘭境界問題」	アイルランドの南北分断問題を論じた。1924年10月25日稿 謄写版(手書き)、囑託の仕事かは不明(官庁名なし)。
1929年12月	「佛國植民地監督制度」拓務大臣官房文書課	謄写版(活字)。フランスにおける植民地統治制度を論じた。

筆者が確認しえた限りでの吉村の最初の著作は、彼が拓殖局囑託に就任する直前の1917年7月、黒龍会発行の『亜細亜時論』に発表された論文「亜細亜主義に就て」⁴⁴⁾である。この論文は、当時日本において盛んになっていたアジア主義⁴⁵⁾に基づいて、日中関係を中心として国際社会のなかで日本が果たすべき役割について論じたものであるが、これまで言及されたことはない。しかし、この論文は、彼の経歴や欧米調査によって得られた知見に基づき、吉村が植民地統治に関してどのような認識を持っていたのかが明確に述べられている点で非常に重要な位置を占めるものである。拓殖局囑託となった頃、吉村は同じ黒龍会発行の『亜細亜時論』に「戦争と英国の国家組織」⁴⁶⁾と題する論文を寄稿し、第1次世界大戦時に組織されたロイド・ジョージ内閣が「軍事内閣」を組織し、ごく少数の大臣による政権運営を行うという政党内閣制の観点から見ると変則的な現象を指摘し、それは本国のみならずイギリス帝国全体のあり方に大きな変化をもたらしていると論じた。拓殖局囑託としての最初の報告書は、1918年5月に書かれ7月に印刷された『英帝国の統一

44) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月。

45) アジア主義に関しては、竹内好「アジア主義の展望」竹内好編著『現代日本思想体系9 アジア主義』筑摩書房 1963年、および、古谷哲夫「アジア主義とその周辺」古谷哲夫編『近代日本のアジア認識』緑陰書房 1996年、を参照。

46) 吉村源太郎「戦争と英国の国家組織」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第5号 1917年12月。

問題』⁴⁷⁾である。この報告書において吉村は、イギリス帝国を構成する自治領の地位について論じるとともに、高度な自治権を有する自治領の統一性を保つために行われている諸政策の効果を論じ、その限界を指摘している。なお、前掲の「戦争と英国の国家組織」および1918年12月に『亜細亜時論』に発表された「英吉利の国家統一策」⁴⁸⁾は、この報告書の内容の要約版と言えるものである。同報告書で興味深い点は、英帝国の統一性を維持するにあたっては、アイランドおよびインドといった王領植民地における統治をいかにして安定化させうるかにかかっていることを指摘している点である。イギリス本国からの移民によって形成され高度な自治権を与えられた自治植民地と、異民族統治が中心課題である王領植民地における統治の困難さの違いが意識されているのである。この後、吉村の報告書は、後者を中心として展開されていくことになる。

こうした観点から、1918年8月に書かれたのが『愛蘭問題』⁴⁹⁾である。自治領が挙げてイギリスに協力した第1次世界大戦期にダブリン市で発生したイースター蜂起は、国際的に大きな衝撃をもたらした。吉村は、この背景にあるアイランドの根強い反英意識を解き明かそうとしたのであった。

また、吉村は、第1次大戦期からイギリス帝国内で重要度を増してきたインドにも関心を寄せている。自治植民地と同様に立法議会と責任政府を求める植民地インドに関して、いかなる統治政策を行うかはイギリス帝国にとって喫緊の重要課題であった。1917年8月、インド大臣であったモンテグは、下院に対して『インド統治改革に関する報告書』を提出した。吉村は、1920年8月、この報告書を要約し論評を加えた『印度統治改革問題』⁵⁰⁾と題する報告書を執筆した。また同報告書には、1920年3月に下院に提出され通過した「アイルランド法案」の要旨も「愛蘭法案」と題して付されている。インドに関して吉村は更に、1920年11月に書かれ、翌年3月に印刷された『印度ノ国民運動』⁵¹⁾と題する報告書をまとめ、激化したインドの国民運動の歴史的展開を詳述した。

1921年3月には、アイランド問題に関する重要な2つの報告書が書かれている。『英蘇併合論』⁵²⁾と『愛蘭革命派とボルシェビキ』⁵³⁾である。前者は、紛糾するアイルランド問題と比較して、異民族でありながらイングランドと成功裡に融合統一されたとするス

47) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』拓殖局 1918年7月。

48) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亜時論』第2巻第12号 1918年12月。

49) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月。

50) 吉村源太郎『印度統治改革問題』拓殖局 1920年8月。

51) 吉村源太郎『印度ノ国民運動』拓殖局 1921年3月。

52) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月。

53) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月。

コットランドについて、その成功の要因を探ることによって、アイルランド問題の解決への手掛かりを提示しようとするものである。また、後者は、アイルランド独立運動が、「ロシア過激派」の影響を受けたシンフェイン党の台頭によって変質し、アイルランド問題の解決を困難にしている状況を論じている。

吉村はさらに、イギリスの保護国として事実上の植民地であったエジプトに関するイギリスの統治政策の歴史的展開と問題点を、1921年9月、『埃及問題』⁵⁴⁾としてまとめている。この中で吉村は、イギリスの対エジプト統治政策は、「自治主義」ではなくパターンリズムに基づく「善政主義」であるとし、自治はヨーロッパ人以外には理解できないとするイギリスの態度を「根本的謬想」であると批判している。そしてこうした「謬想」は、イギリスによるインド統治、アイルランド統治、南ア連邦統治についても同様に見られるとする。

こうした観点に立って、吉村は、1922年1月にまとめた「愛蘭問題ノ解決」、同年9月稿である「愛蘭ノ現状」および1922年4月稿である「埃及問題余録」の3篇を『愛蘭及埃及問題二就テ』⁵⁵⁾としてまとめた。アイルランドにおける総選挙に圧勝したシンフェイン党は、共和国として独立を宣言し、イギリス政府との間に激しい対立が起った。しかし、イギリス政府代表との間に成立した英愛条約によって、1921年12月6日、アイルランド自治問題は、アイルランド自由国の成立をもって、紆余曲折の末「解決」を見ることとなったと吉村は述べる。しかし同時に、今後この条約が順調に経過していくか否かは予断を許さないと危惧する。その後の経過は、「愛蘭ノ現状」によって触れられているが、アイルランド自由国政府内部の対立に加えて、南北アイルランドの分立などの問題を依然として抱えており、その前途は暗澹たるものであると結論づけている。また、エジプトにおいては、アイルランドにおける強圧的政策による統治の失敗を避け、「道理」と「知見」ある政策を採用すべきであると提唱している。また吉村は、1922年9月に、ヨーロッパにおけるイギリス、フランス、オランダ、ドイツの植民地法制度を調査した『殖民地ニ対スル立法制度一斑』⁵⁶⁾をまとめた。

さらに吉村は、1923年5月、『南阿連邦論』⁵⁷⁾と題する報告書を拓殖事務局から出し、イギリス帝国内における立場がアイルランドと酷似していると論じている。吉村は、南ア

54) 吉村源太郎『埃及問題』拓殖局 1921年9月。

55) 吉村源太郎『愛蘭及埃及問題二就テ』拓殖局 1922年11月。

56) 吉村源太郎『殖民地ニ対スル立法制度一斑』拓殖局 1922年9月。本史料の利用に際しては、東京大学経済学部図書館の御好意を賜った。記して感謝の意を表したい。

57) 吉村源太郎『南阿連邦論』拓殖事務局 1923年5月。

フリカにおけるボーア人を、アイランドにおけるシンフェインに例えている。しかし、南アフリカがボーア戦争後6年で自治を与えられたのに対し、700年余りにわたってイギリスに支配され1922年に漸く自治を与えられたアイランドとの相違に触れ、本国からの距離が大きな原因であると結論づけている。

1923年6月、吉村は、アメリカにおいて激化し、遂に事実上日本からの移民を禁止するに至ったアメリカの排日運動に関して、ハーヴァード大学のビュエルの論文を抄訳した『米国に於ける排日運動史』⁵⁸⁾を執筆している。さらに、1924年10月には、南北アイランドの分立問題を論じた謄写版の『愛蘭境界問題』⁵⁹⁾を記し、南北問題が解決されない限り、アイランド問題が完全に解決したことにはならないと述べている。植民地問題に関係した吉村の著作や報告書は、この後しばらく確認できないが、1929年12月、拓務省拓務大臣官房文書課から謄写版の『仏国植民地監督制度』⁶⁰⁾を執筆している。

以上のように、吉村源太郎による著作・報告書は、主としてイギリス帝国の植民地を中心として執筆されている。それらのなかでも、彼がとりわけ熱心に論じたのは異民族統治の問題であり、最も数多く論じたのはアイランド問題であった。彼は、イギリス帝国全体の統一性を維持するにあたっては、異民族統治の問題が重要な位置を占めていることを主張したのであった。次節では、そうした彼の認識を検討するため、吉村がイギリス帝国における統一性の問題について、いかなる認識をもっていたのかを見ておきたい。

(3) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』

彼が拓殖局囑託として最初に執筆した『英帝国之統一問題』は、イギリス帝国における本国と自治植民地との関係を調査し、いかにしてその統一性が保たれているのかを検討している。そこでは特に自治領代表者を集めて4年に1度開かれ、軍備、通商、交通、著作権、商標といったイギリス帝国に共通の問題を話し合う帝国会議（Imperial Conference）が重要な役割を果たしていることが述べられる⁶¹⁾。しかし、本来イギリス議会の下に服従する形式である自治領が、本国政府の統治力の減退に伴ってその自治権を拡大してきていることが指摘され、特に第1次世界大戦において、イギリス本国が帝国軍事内閣を形成し

58) 吉村源太郎『米国に於ける排日運動史』拓殖事務局 1923年6月。本史料の利用に際しては、京都大学経済学部図書館の御好意を賜った。記して感謝の意を表したい。

59) 吉村源太郎『愛蘭境界問題』（謄写版）1924年10月25日稿。本史料の利用に際しては、九州大学図書館の御好意を賜った。記して感謝の意を表したい。

60) 吉村源太郎『仏国植民地監督制度』（謄写版）拓務大臣官房文書課 1929年12月。本史料の利用に際しては、九州大学図書館の御好意を賜った。記して感謝の意を表したい。

61) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』拓殖局 1918年7月、38頁。

て自治植民地に協力を求めたことにより、そうした傾向がさらに拡大していったとする。それは自治植民地にとどまらず、直轄植民地であるアイルランドやインドといった王領植民地のあり方にも大きな影響を及ぼしていったことが指摘される。とりわけ、あまりに自治権を拡大しすぎることはイギリス帝国としての統一性を著しく損なう事態となり、それは「畢竟自治領を以て、今日の愛蘭たらしむるものにして、愛蘭の自治問題は、他日連邦を組成せる自治領の運命を暗示するものに外ならず、英国との連邦成るの日は、即ち連邦脱退運動の生ずる日ならずんばあらずと云へり」⁶²⁾と警鐘を鳴らしていた。

吉村は、1918年12月に、『英帝国之統一問題』の内容を簡潔に要約した「英吉利の国家統一策」を書いているが、そこでもイギリス帝国の統一性が維持されるか否かは、王領植民地の動向に大きく左右される可能性があることを述べている。すなわち、「英国の植民地は通常自治植民地と王領植民地とに区別するが、其重要なるものは自治植民地であって、現在は加奈陀、ニューファンダランド、南阿連邦、豪州連邦及ニュージーランドが之に属する。是は白人が政治上、経済上、又社会上に優越せる地位を占め、本国の制度に倣って、立法議会と政党内閣とを有するものである。従て統一問題の中心を為すものは、是等自治植民地と英国との関係に外ならない」⁶³⁾とし、第一次世界大戦において帝国全体で対応するために、これまで本国政府のみが権限をもっていた自治植民地における軍事事項や外交事項に関しても、自治領の意思を尊重せざるを得なくなり、帝国軍事内閣を形成した事情が述べられている⁶⁴⁾。同時に、アイルランドやインドに対しては、自治を与えることで懐柔を図ったのであった。しかし、アイルランドにおいては「多年の懸案たりし愛蘭自治問題を解決し、挙国一致を実現せんと努めたが、シンフエイン派の勢力は漸く盛となり、一昨年 of 反乱暴発となり、次で徴兵令施行の行詰となり、愛蘭問題は紛糾糠綿して今日尚決する所なく、英国の前途に暗澹たる黒雲の横はるを覚えしむるが如き」⁶⁵⁾状況となり、インドにおいてもどのような自治が適切であるか否かについて考えざるを得なくなったとする。これまでインド問題はあまり熱心に議論されていなかったのであった。吉村も、「印度が統一問題に関連して論議せらるる様になったのは極く近来殊に大戦以来のことで、従来は頗る閑却されていた。蓋し英人の脳裏には帝国の統一とは自治能力を有する人民の連合を意味するのであって、自治は欧人殊に英人にして始めて之を能くするとの信念を有している。されば十数年前より印度に起った自治運動の如きに対しても英国の政治家は余り

62) 吉村源太郎『英帝国之統一問題』拓殖局 1918年7月, 48頁。

63) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亞時論』第2巻第12号 1918年12月, 40頁。

64) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亞時論』第2巻第12号 1918年12月, 42頁-43頁。

65) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亞時論』第2巻第12号 1918年12月, 39頁。

同情を寄せていなかった。印度の行政改革に頗る自由なる方針を取ったと云はるるモーレー卿でさえ、印度に自治政府とは月世界の話だと云った程であった。然るに大戦以来印度は急に自治殖民地と並で、国家統一問題に重要な地位を占むるに至った」⁶⁶⁾と述べている。そして、「今日自治殖民地が有するが如き自治組織が印度に於て可能なるや、仮令可能なりとするも所謂自治論者は是を以て満足するや、彼等の標的は独立運動にはあらずや、現今の愛蘭の葛藤は他日印度の運命を暗示するものではないか、誠に印度は英国の寶庫なると共に英国の禍機も此に伏するを想はざるを得ない。印度の不安は即ち英帝国の統一を危ふするもので、啻に英国のみの問題ではない、東洋和平の重任に当る我国の深く思を致すべき所である。」⁶⁷⁾として、アイランド問題が、インドの自治問題と関連していること、さらにはイギリス帝国全体の統一性に大きな影響を及ぼすであろうことを指摘したのであった。

3. 吉村源太郎の体系的アイランド問題認識

本節では、イギリス帝国の統一性を維持するために吉村源太郎が重要視した異民族統治のなかでも、彼が最も多くの報告書を執筆したアイランド統治に関する問題について検討したい。1919年8月、吉村はアイランド問題に関する体系的報告書を執筆した。拓殖局から印刷に付された『愛蘭問題』である。吉村は、それまで曲がりなりにも統一を維持してきたイギリス帝国が、第1次世界大戦を契機として揺らぎ始めており、その大きな要因として、イギリス帝国内の異民族地域における自治問題の混乱にあることを指摘していた。なかでもアイランドは、その中心をなす地域であった。報告書冒頭には、「本書は異民族統治の研究に資せむか為、囑託吉村源太郎の起稿に係る、今印刷して謄写に代ゆ」⁶⁸⁾とあるように、イギリス同様に植民地を持つ日本にとっても、異民族統治は重要な問題であったと考えられる。

第1次世界大戦によるアイランドへの影響に関して吉村は報告書の緒言において以下のように述べ、他の自治領および直轄王領殖民地とは異なるアイランドの反英運動について問いかける。

「今次の大戦に於て、独逸は英国の参戦を予期せさりき、又仮令参戦するも印度及南阿

66) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亞時論』第2巻第12号 1918年12月、40頁-41頁。

67) 吉村源太郎「英吉利の国家統一策」黒龍会『亜細亞時論』第2巻第12号 1918年12月、45頁。

68) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、冒頭。

の反乱は英国の瓦解を誘致するに至るべきを予想したりき、事実は凡て予想外に出てたり、然れども愛蘭に至ては独逸の予想は必ずしも当らざるに非ず、開戦後二年、仏白に於ける独軍の行動は天下正義を愛するものの血を湧かしめつつある時に於て、愛蘭二十万の士卒は西部戦場に於て奮戦健闘しつつある時に於て、敵国と通帳せる反乱はダブリン市に暴発したり、反乱は須臾にして鎮定せられたるも愛蘭の物情は毫も静安を得るに至らず、却て反英氣勢の益々全国に溺蔓するに似たり、英国に対する愛蘭の今般の態度は其の原因何処に在りや。」⁶⁹⁾

さらに吉村は、イギリス帝国内におけるアイルランドの特殊な立場を以下のように要約している。

「自由と常識とは英人の生命なり、自治制度の加奈陀に与えられたるは一、八四〇年なり、政治組織を自決する権能の豪州植民地に与えられたるは一、八五〇年なり、南阿に於ける「ケープ」植民地の責任政治を得たるは一、八七二年なり、所謂自治領の発達も、英帝国の繁栄も、職として自治政府付与の一事に在るは夙に公論の帰する所なり、翻て愛蘭を看れば英国か殖民を始めてより既に七百五十年に及へるも、英国は愛蘭を同化することを得ざるのみならず、之に自治を与ふることをも得ず、英国の国勢は隆々として人口は増加し、商工業は繁栄を極むるに反し、愛蘭の人口は年々減少し、農業を以て仍唯一の産業とするの境界に在り、自由を愛し常識に富む英人の愛蘭に対する今般の態度は其理由何処に在りや。」⁷⁰⁾

そして、報告書執筆の目的を以下のように述べる。

「本稿は愛蘭問題の沿革と現状とを叙し、以て此問題に対する解答を得るに資せんとす。蓋し愛蘭問題は愛蘭の解放を目的とす、従来英国は愛蘭に対し政治上の固より論なし、宗教上、経済上、社会上教育上に於て種々なる桎梏と羈絆とを加へたり、愛蘭人を此の桎梏と羈絆とより解放して広汎なる意義に於ける自治能力を存養せしむるを以て愛蘭問題の中心思想と為す、一八二九年の旧教徒解放に関する法律は宗教上に於て愛蘭人を解放せむとするものなり、一八七〇年以後の土地法及一八八九年以後の産業組合運動は経済上に於て愛蘭人を解放せむとするものなり、一八七〇年以後の『ホームルール』運動は政治上に

69) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、1頁。

70) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、1頁-2頁。

於て愛蘭人を解放せむとするものなり、其の手段方法は物質的精神的の別あり、内部的、外部的の別あり政治的、社会的の別あり雖も、其の目的は一々愛蘭人の解放に存し、従て是等の手段方法は相互に密接なる關係を有す、而して愛蘭の志士オーコンネルの活動に依て宗教問題の解決せられてより以来、近代に於て愛蘭に関する實際政治の中心を為せるものは土地問題と自治問題との二なりき、是等の問題は後章に詳説するが如く法規上解決の形式を備へたりと雖、未だ解放の精神を貫徹するに至らざるのみならず、自治問題に至ては前途暗澹として容易に憶測を許さざるものあり、若し夫れ精神的心理的に愛蘭を解放せむとする運動の如き纔かに緒に就きたるに過ぎず、要するに愛蘭問題解決の時期は尚甚た遼遠なりと云わさるへからず。」⁷¹⁾

すなわち吉村は、イギリスのアイランド統治を、政治的・宗教的・経済的・社会的・教育的な弾圧ととらえており、そこからの解放がアイランド問題の中心課題であるとするのである。しかし、その状況は、徐々に達成されつつあるものの、土地問題および自治問題が残っているために、アイランド問題は未だ解決に至らないのであると推測して、それを論証しようとしたのであった。

報告書は、全部で14章から構成されている。第1章：愛蘭の過去、第2章：統治機関、第3章：宗教、第4章：教育、第5章：農業、第6章：商工業、第7章：財政、第8章：自治問題、第9章：ゲール語運動、第10章：反英精神、第11章：政党、第12章：愛蘭と米国との関係、第13章：今日の愛蘭、第14章：結論、である。

第1章において吉村は、アイランド統治史を1800年のアイランド併合以前と以後に分けて論じており、併合以前については、ローマ時代から独自の文化を保持していたことから説き起こし、そうしたアイランドが、1169年のアングロ＝ノルマンの侵入以降クロムウェルに至るまで、イギリスによる不断の侵略にさらされつつ根強い抵抗を行ってきたことを記す⁷²⁾。しかし、イギリスは、1800年にアイランドを併合した。武力を用いずアイランド議会議員を買収することによって行われたこの併合について、吉村はイギリス首相グラッドストンの言を借りて、「人間の歴史に於て英愛併合程 醜陋悪虐を極めたる取引なし」⁷³⁾と批判している。併合以後のアイランドは、この併合の取消しを求めてオーコンネル、バット、パーネルといった自治獲得運動の展開を論じている。しかし、1845年から3年間におよぶ大飢饉におけるイギリスの対応に見られるように暴政を行ったため、

71) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、2頁－3頁。

72) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、1頁－7頁。

73) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、9頁。

「愛蘭人の英国に対する憤怒の一朝にして解くへからざるは当然の状勢にあらずや」⁷⁴⁾と結んでいる。

第2章においては、統治機関としての中央政府と地方制度に分けて論じている。中央行政機関としてのアイルランド総督府は、行政の全権を掌握する総督の下に大小70局課からなるが、アイルランドに常駐するのはアイルランド事務次官であり、その提供する情報によって行政が行われるため、「英国政府の意志か愛蘭の人民に徹底せず、動もすれば誤解せられ又は曲解せられ、愛蘭の民情か往々政府及議会に通達せざる」⁷⁵⁾といった制度上の欠点を抱えていることを指摘する。また、圧政の武器として警察制度や司法制度が恣意的に用いられることが述べられている⁷⁶⁾。地方制度については、アイルランドの地方政治が従来は大地主の掌中にあつたが、1898年に行われた地方制度の改革によって「極めて民主的なる制度」を持つに至つたと評価している⁷⁷⁾。そして吉村は、地方自治の組織においてアイルランドは「寧ろ英国を凌ぐものなきにあらず」であり、「優に愛蘭人民の自治能力を証明して余りあり、愛蘭自治の主張に対し動かすへからざる論拠を与ふるものなり」と結んでいる⁷⁸⁾。

第3章において吉村は、「愛蘭に於ては古代は固より、今日に於ても、政治上、社会上、経済上各般の問題、皆宗教的色彩を帯ひざるはなく・・・実際に於ては宗派の威力は深く国民生活の根底に及び、凡ての問題の解決は常に宗教上の紛争軋轢を伴ふ」⁷⁹⁾と述べ、アイルランドにおける宗教の重要性を強調している。そして、アイルランドにおいては、「征服者は新教徒にして被征服者は旧教徒なり、財産を擁し政権を掌るものは新教徒にして、貧困愚蒙、政令の威圧を被るものは旧教となり」⁸⁰⁾といった状況が近代民主主義の隆盛下においても続いているため、「愛蘭の禍根は其の一部を此に存するを疑はざるなり」⁸¹⁾と結論づけている。しかし、一方、旧教徒と政治運動の関係について見ると、政治運動の指導者にはグラタン、オブライン、バット、パーネルなど多数の新教徒がいることに注意を喚起し、「此の現象は寧ろ英国政治の欠点を反証するものにあらずや」⁸²⁾とイギリス統治の問題であるとの指摘を行っている。

74) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 19頁。

75) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 22頁。

76) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 23頁。

77) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 26頁-27頁。

78) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 27頁。

79) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 28頁。

80) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 28頁。

81) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 28頁。

82) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 32頁。

第4章においては、非宗教的という意味での中立主義が掲げられ、1900年に至るまで教授語は英語が用いられ、アイランドの歴史教科書の使用が禁止されるなど、アイランドで多数を占める旧教徒に不利な内容であり⁸³⁾、また大学教育においても、最も古い歴史を有するダブリンのトリニティー・カレッジが「愛蘭に於ける英人の思想感情を代表し反旧教的にして反国民的な」⁸⁴⁾教育が行われ、多くの欠点を有している点が指摘されている。

第5章農業については比較的多くのページ数が割かれ、土地の状態、地主と小作人の関係、1870年から1885年に制定された土地法、土地買収に関する法律、Congested District問題、農業組織協会および実業教育局についてなどが論じられている。土地の状態においては、アイランドの面積2000万エーカーのうち、1225エーカーは牧場地であるのに対して耕地は275エーカーにすぎず、「愛蘭は牧畜の国なり」とする⁸⁵⁾。そして、牧畜は家畜の生産に特化していることが指摘され、こうした状況は、1846年の穀物条例の廃止といったイギリスの農業政策によって強いられたものであるとする⁸⁶⁾。また、「愛蘭に於ては牧地は上地にして耕地は下地なるを常と」⁸⁷⁾しており、その耕地面積が非常に狭小であることが問題であると述べる。そして現状において15エーカー以下の土地が全耕地の4割を占めており、多くのアイランド農家がこの耕作に従事しているという問題点を指摘する⁸⁸⁾。さらに、地主と小作人との関係においては、小作人保護の政策がほとんど行われず、「小作人の益々苦境に沈淪したる」⁸⁹⁾状況であったことが論じられる。そして、こうした状況のなかで、1870年から1885年にかけて制定されたアイランドの土地に関する立法の意義が検討されている。グラッドストーンによる様々な土地立法は、地主と小作人の関係をそのままとした上で小作人の権利を確保することを目指したものであり、結果として土地改良には結びつかず不十分であり、こうした状況を変革するためには、小作人をもって地主となす制度が必要であることが強調される⁹⁰⁾。すなわち土地買収に関する法律が必要であるとの主張である。こうした観点から、1885年のアシュボーン法、1903年のウィンダム法、1909年のバーレル法が制定され、小作人の地主化が図られていったことが述べられている⁹¹⁾。また、Congested District問題とは、アイランドの西部のかつてクロムウェル

83) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、33頁-34頁。

84) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、35頁。

85) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、36頁。

86) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、37頁。

87) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、38頁。

88) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、38頁。

89) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、40頁。

90) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、41頁-44頁。

91) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、44頁-49頁。

が全国のアイランド人を放逐した土地のことであり、「地獄へかコンノートへか」と言われたほどアイランド人の困窮生活を代表する土地を指すものであった。こうした痩せた土地に対する改良事業も行われ、徐々に成績を挙げている状況が述べられている⁹²⁾。最後に、吉村は、1889年、統一党に属するアイランド人サー・ホレス・プランケットの主張によるアイランド農業組織協会について触れている。そしてこの試みを「愛蘭人に自助及協同の精神を与へんとするもの」⁹³⁾として評価し、そのために「産業組合を組織せしめ、農産の増加と生産費の節約を計らしめんと」し、「土地の所有は農民と土地との関係を神秘にし、経済的発達的基础を造るもの」であると述べている⁹⁴⁾。そして、プランケットの活躍の結果、1899年には農業及実業教育局が設置され、民主的な農業振興策が展開されていったことが指摘されている⁹⁵⁾。アイランドの自治を目的に掲げる国民党はこの協会の事業に対して冷淡であり、協会の運動は「温情を以て自治を葬る」⁹⁶⁾ものであるとして反対の立場をとったが、吉村は、「愛蘭の要する所は自治法の成立にあらずして自治能力の発達に在りとせば、此の協会の事業こそ自治の基礎を構成し、自治法制定の絶好理由を提供するものなりと云はさるへからず」⁹⁷⁾と述べ、全面的に擁護している。

第6章では、農業国として知られているアイランドが、石炭・鉄鉱石といった鉱物資源を蔵し、溪流・河川・湖沼といった水力発電にも適した商工業にも適した条件を持っていることが述べられ⁹⁸⁾、にもかかわらず商工業が振わない現状について、「単に之を自然の原因に帰すへからず、此にも英国統治の欠点を語るものあり」⁹⁹⁾としてイギリスの統治政策の失敗を指摘する。アイランドの工業としては、ベルファストの造船業、アルスターのリンネル製造業、ダブリンの醸造業が盛んであるが、到底イングランドやスコットランドに追従できない水準であるとする。また、商工業を支えるはずの銀行業や鉄道も不十分な状況であり、結果としての商工業の不振は労働者の生活が低水準にとどまる原因となっていると分析する¹⁰⁰⁾。そして、これは「必ずしも愛蘭人の産業に適せざるか為にあらずして、政策の結果、少くとも無政策の結果と見るべきなり」¹⁰¹⁾と結論づけている。

92) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、50頁-51頁。

93) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、52頁。

94) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、52頁。

95) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、52頁-53頁。

96) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、54頁。

97) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、54頁-55頁。

98) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、55頁。

99) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、55頁。

100) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、55頁-56頁。

101) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、58頁。

しかし、「英国の労働党も、愛蘭の国民党も、何等労働者の為に解決の施設を講ずること」がなかったため、「労働者は容易に過激思想の宣伝に動かされ」、「遂に『シンフエイン』の主張と共鳴し、1916年には相提携して『ダブリン』反乱の爆発を見るに至れり」と結論づけている¹⁰²⁾。

第7章では併合以前と併合以後のアイランド財政について検討がなされている。吉村によれば、併合以前にはイギリス財政から独立していたアイランド財政は、併合後財政及び租税制度の統一が検討され、その際には「愛蘭の特別の事情は之を斟酌すること」とされたにもかかわらず、イギリス政府は併合費用をアイランド公債に編入したり、ナポレオン戦争におけるアイランドの負担増などの影響によって、1817年において1800年の併合当時に比べて4倍に及ぶ負担増がアイランドにもたらされたと指摘する¹⁰³⁾。その後も、エジプト戦争や南ア戦争に際してアイランドの負担はさらに増加していった。しかし、イギリス政府はこうした不公平な負担増に対して「何等の施設も為さざりき」¹⁰⁴⁾という有様であったことが指摘されている。

第8章では、懸案となっている自治問題が検討されている。吉村は、イギリスとアイランドの政治的關係は、①統一、②現状維持、③自治、の3つの場合を想定する¹⁰⁵⁾。統一は、アイランド総督府を廃止し、イングランド、スコットランドおよびウェールズと同一の制度を施行するものであり、アイランド統一党の主義に適合するものであるが、吉村は「従来の沿革と愛蘭の国情とに照し愛蘭に特別行政機関の必要なるは明白なり」として懐疑的であった¹⁰⁶⁾。また現状維持は、「統治機関の骨子は其の儘とし、時勢の進運に応じ民主的要素を加へ、愛蘭の漸進的發展を計ると共に英帝国の統一を保維せむとするもの」であり、アイランド統一党がかつて提議し、イギリス政府もその実現に努力したことのあったが、いまやアイランド統一党強硬派およびアイランド国民党による強硬な反対があり、その実現には懐疑的であった¹⁰⁷⁾。第3の自治という選択肢に関して、吉村はこれを2種類に分け、①いわゆるホーム・ルールと②自治領の享有するものと同様の自治を検討する¹⁰⁸⁾。しかし、ホーム・ルールは「最早愛蘭人を満足せしむるに足らず、英国政府も強制してまで『ホーム、ルール』を実施するの意志なきに似たり」¹⁰⁹⁾として

102) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、58頁。

103) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、59頁。

104) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、61頁。

105) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、61頁。

106) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、61頁-62頁。

107) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、62頁。

108) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、62頁。

109) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、70頁。

悲観的に評価し、「愛蘭に自治を付与せむとせは略自治領と同一の地位に置くの外なかるへし、今や英国政府の問題とする所は自治を付与するか否かにあらずして、如何なる内容に於て自治を付与すへきかに在り」¹¹⁰⁾と結論づけている。

第9章において吉村は、「政治的解放よりも心理的解放を尊び、法律的自治を後にして精神的自治を先きにし、愛蘭国民たるの個性を保存し堅実ならしめんとする」¹¹¹⁾ものとしてのゲール語運動を検討し、「此運動は政治的性質を帯ひす又反英的心理に基くものにあらず、国民的自存の深くして正しき感情の流露なり」¹¹²⁾と評価する。そしてゲール語運動は、文学振興や社会的影響を少なからず及ぼしており、それによって「古俗旧慣の復活せられたるものあり、工業の復興せられたるものあり、愛蘭製品の愛用せらるる傾向あり、農民に対する影響も亦大なり、郷音は郷土を憶はしむ、国語の復活に依り農民は土地と親みを深ふするに至れり、移住の勢にも関係あり」¹¹³⁾と大きな評価を与えている。

第10章では、アイルランドに根強く存在する反英精神の原因を検討している。そして、「反英精神の基く所を察するに英人の性質は实际的、主我的、功利的なるに反し愛蘭人の性質は理想的、感情的、激情的なること、英人は政権と富力とを擁して社会の上流に占拠するに反し、愛蘭人は貧窮にして愚蒙、社会の下層に沈淪すること、又英人は新教を奉するに反し愛蘭人は旧教を信すること」¹¹⁴⁾などが「一部の原因たるは想像に難からざる所」であるとしながらも、「主要なる原因は政治的にして英国の統治其のものに存するを疑はざるなり」¹¹⁵⁾と結論づけている。

第11章においてはアイルランドの政党について論じられている。アイルランドの政党としては、統一党、国民党、およびシンフェイン党が検討される。吉村によれば、「英帝国統一の点より見れば、統一党及国民党は統一を主義とし、『シンフェイン』党は分離独立を主義とす、国民主義の上より見れば、統一党は愛蘭の国民主義に反対し、之か撲滅を目的とし、国民党及『シンフェイン』党は国民精神の存養を以て其の主張の根底とす、又愛蘭自治の上より之を見れば、統一党は英愛併合の精神に背反するものとして自治に反対し、国民党は自治を以て愛蘭革新の前提とし、『シンフェイン』党は独立運動を阻害するものとして自治に反対す」¹¹⁶⁾というように、複雑な関係にあることが論じられている。吉村

110) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、71頁。

111) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、71頁。

112) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、71頁。

113) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、73頁-74頁。

114) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、75頁。

115) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、75頁。

116) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、77頁。

は、「統一党の政策が常に消極的にして唯愛蘭の国民的運動に反対するに在るに反し、国民党は其の主義に於て、其の実際の行動に於て最も多く愛蘭の国民運動に寄与するものなり」¹¹⁷⁾として国民党を評価する。しかし、一時はイギリス本国政治のキャスティング・ボートを握り1914年の自治法成立に貢献した国民党ではあったが、アルスター地方の自治反対運動の激化や第1次世界大戦による自治法の実施延期などにより「愛蘭人民をして漸く自治法の実施に付英国政府の誠意を疑ふに至らしめ、従て英国政府に対する国民党の態度を不人望ならしめたり」という推移をたどるとともに、「1916年4月の反乱は他方に於て英国政府をして愛蘭に於ける国民党の勢威に対し敬意を減少せしむるに至れり」といった経緯をたどることを指摘する¹¹⁸⁾。そして、「内外に於ける国民党の声望の失墜は、『シンフェイン』党に台頭の機会を与え、過激思想は隠然全国を風靡せむとす」¹¹⁹⁾といった憂慮すべき結果をもたらしたのであった。吉村は国民党の評価失墜の原因を分析し、「彼等の為に惜しむべきは愛蘭問題を以て単に政治問題と見、政治的自治の達成に専らにして、精神的、知能的、経済的發展を閑却したるのみならず、経済的、社会的施設を以て寧ろ『ホーム、ルール』の成立を阻害するものとなせること是なり」¹²⁰⁾と論じている。その結果としてアイランドにおいては、「直接行動」を手段とし、イギリスからの「分離独立」を目的とするシンフェイン党の勢力が「全国に蔓延し、今や巴里講和会議及び米国に於ける愛蘭独立承認の運動と為り、世界の視聴を聳動しつつあり」といった状態であることに危惧を表明している¹²¹⁾。

第12章では、アイランド問題とアメリカの関係が検討されている。吉村は「愛蘭問題の解決の困難なる理由の一は愛蘭の背後に米国の勢力の存在することなり」¹²²⁾として、アイランド問題が国際問題としての側面を有していることを指摘する。それゆえ、「大戦中に拘らず、英国政府が自治問題の解決に努めたるは愛蘭自身の事情に基くのみならず、米国政府との関係に依るとさへ伝えられ」¹²³⁾てもいたのであった。そして、そのアメリカ政府を動かすものとして、「米国に於ける2000万の愛蘭人」の存在があると指摘する¹²⁴⁾。その上で政治的・経済的圧迫によってアメリカに移民したアイランド人移民は、アメリカ政界を巻き込んでアイランド独立運動を展開するに至っており、「以て米愛関

117) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、79頁。

118) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、80頁-81頁。

119) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、81頁。

120) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、81頁。

121) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、83頁。

122) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、83頁。

123) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、83頁-84頁。

124) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、84頁。

係の愛蘭問題解決に対する影響の大なるを察すべきなり」¹²⁵⁾と結論づけられている。

第13章においては、吉村が報告書を執筆した当時のアイルランド情勢が検討されている。1916年4月、ダブリン市において勃発した反乱は、第1次世界大戦の最中に起こったものであり、イギリス帝国を通じて愛国犠牲の精神が高揚されていた時期であった。吉村は、かつてボーア戦争の反徒であった南ア植民地や、イギリス統治を攻撃して国民自治の宣伝を盛んに行っていたインドにおいても、共にドイツと闘う点においてまとまっていたなかで、アイルランドにおいてはイギリス帝国統治に対する反旗が翻ったことを重視し、「以て愛蘭問題なるものの英国の腹心に蹠屈せる深大なる禍根にして、其の由来する所の一朝一夕にあらざるを看取するに足るは論を俟たす」¹²⁶⁾としながらも、アイルランドの秩序維持に関して優柔不断な態度を取り続けたことやアルスター地方に対して配慮するあまりアイルランド人民に自治の前途に対する疑念を生じさせたことなどの理由によって、「之か直接の原因に至ては英国政府の責任を否定する能はず」¹²⁷⁾とする。実際、アルスター地方は、アルスター義勇兵を組織し自治に徹底して反対を表明し、イギリス政府はそれを黙認していたのであった。こうした情勢は、それまで国民党と比較して少数派にとどまっていたシンフェイン党に台頭の機会を与えたとされる。1915年5月に成立したアスキス内閣において、アルスター統一党の指導者カーソンが入閣すると、自治法の前途に暗雲が立ち込め、「愛蘭人民か自治の実施を危惧する」事態となり、「是に於てか『シンフェイン』の主張は隠然民心を制御し、大戦前愛蘭の形勢を掌握したるかの観ありし国民党の勢力は漸く衰退の運に会せり、反乱は此の機会に投して愛蘭義勇兵に依て決行せられたり」といった結果を招いた¹²⁸⁾。この反乱は短期間に制圧されたが、「愛蘭の形勢は此反乱を一時期として急転した」¹²⁹⁾のであった。1918年12月のイギリス議会の総選挙において、これまで80名の議員を擁していた国民党はわずか7名の議員を有するのみとなり、代わってシンフェイン党は73名の当選者を輩出し、一挙にアイルランド人民の支持を集めたのであった。そして、シンフェイン党所属の議員はイギリス議会への出席を拒否し、「同党は1919年1月21日国民議会を『ダブリン』市に開き、愛蘭共和国の独立を宣言し大統領及大蔵、内務、外務、軍務の各大臣を選任」したのである¹³⁰⁾。さらに、「講和会議の巴里に開設せらるるや、米国に於ける愛蘭人の過激派団体と呼応し講和会議に対し、愛蘭共和国を承認

125) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、86頁。

126) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、86頁。

127) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、86頁。

128) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、87頁-88頁。

129) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、90頁。

130) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、91頁。

し併せて英蘭及蘇蘭は愛蘭に対し5億磅の賠償金を支払ふの義務あることを承認せんことを要求しつつあり」, さらに、「最近に至ては米国上院議員は大多数を以て『シンフェイン』の主張を支持し講和会議は宜しく愛蘭共和国の承認を宣明すへき旨を議決した」のであった¹³¹⁾。吉村は、こうした状況において、イギリス政府は何らの方策をも提示できずにいると指摘し、そのイギリス政府の無策がシンフェインの勢力増長を招いていると危惧する。しかし、シンフェイン党の主張を承認することも1914年成立の自治法に何らの改正も行わないことも共に不可能であり、自治そのものに反対しているアルスター党およびシンフェイン党という2者を圧倒することができなければアイランドの自治問題を解決することはできないと結論づけるのである¹³²⁾。

第14章においては、アイランド問題に関する吉村の結論が述べられている。吉村は、まず、イギリスのアイランド統治について、「愛蘭の過去及現在を觀察して英国の統治を攷ふるに異民族統治の極めて困難なる事業たるを思はずんはあらず」¹³³⁾と述べる。イギリスが植民を開始して以来700年、アイランド併合から120年を経過したアイランドは依然として王領植民地の地位を脱することなく、スコットランドのように同化されることもなく、オーストラリアやカナダなどのように自治政府を持つにも至っていない。またアメリカの独立やフランス革命もアイランドの状況を改善する契機とならず、産業革命以降イギリスに勃興した民権思想もアイランドの地位向上には役立たなかったのは何故かと問いかけ、①アイランドが特殊な文明を有する異民族であること、②その国勢が小弱であること、③その位置がイギリスに近いこと、の3点を挙げている¹³⁴⁾。エリザベス女王やクロムウェル以来の「史上稀覯を極めたる」殺戮、追放、没収、迫害にもかかわらずアイランド人が完全に屈することがなかったのは、アイランドの「性質及文化の剛強にして根底ある」ためであるとし、このような「優秀な文明を有する異民族の統治」については、イギリスの植民地統治が容易には機能しないと述べる¹³⁵⁾。そして、イギリス帝国で機能している植民地における自治政治は、イギリス人と同人種の「白人種の殖民地たる自治領あるに過ぎず」¹³⁶⁾と指摘する。すなわち「自治領中異民族の優勢なる殖民地に於ては統治の成績は多く批難を容るるの余地あり」¹³⁷⁾として、南アフリカのトランスバール、

131) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 91頁。

132) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 91頁-92頁。

133) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 92頁。

134) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 92頁-93頁。

135) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 93頁。

136) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 93頁。

137) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 93頁。

カナダのケベックの例を挙げている。こうした地域もアイルランドと同様、イギリスの植民地統治に必ずしも融和的でなかったが、イギリスはそれらの地域に対してはアイルランドとは異なり自治を与えていた。この点について吉村は、「前者は大国にして英国を離れること遠く、後者は小国にして英国を去ること近きか為のみ」¹³⁸⁾とする。こうした状況が「英国をして自ら統治問題に付放漫糊塗の政策を執るに至らしめた」¹³⁹⁾のであった。そして、「愛蘭にして数百哩の海外にあらんには問題の紛糾は今日の如くならざるべきなり」¹⁴⁰⁾と述べている。こうしたいささか単純化された結論を示唆した後、吉村は「然れとも一步を進めて論せしめよ」として、以下のような、より重要な結論を提示して結んでいる。

「然れとも更に一步を進めて論せしめよ、愛蘭統治の最大弱点は『不信』の二字にありと云はざるべからず、統治の要訣は異民族に対すると否とに依て異なるものにあらず、統治は必竟治者と被治者との信任関係に基かざるべからず、百千の籌策施設ありと雖、治者にして被治者を信せず被治者にして治者を信せずんは焉そ統治の目的を達成することを得ん、世の殖民政策を論ずるものは同化政策、自治政策の優劣得失を云ふを常とす、然れとも余の見る所を以てすれば、是れ寧ろ殖民地統治の形式を論ずるのみ、殖民地内部の事情及其の本国に対する関係に於て或は同化の形式に依るを適當とすることあり、或は自治の形式に依るを得策とすることあり、必ずしも一端を執て論ずべきにあらず、而して各種の形式を通して統治の要諦たるものは本国と殖民地との間に於ける信任関係はのみ、米国の独立したるは自治を付与せざるか為にあらずして信任なきか為なり愛蘭に於けるも亦然り、愛蘭統治の誠意なく勇氣なく、半上落下の政策を執るものは英国のアイルランドを信せざるか為なり、愛蘭に反英精神の磅礴して『シンフエイン』の氣勢の昂進するものは愛蘭の英国を信せざるか為なり、必ずしもジョンモーレーの所謂徹上徹下無責任なる総督府の存在を議すること勿れ、必ずしも『ホーム、ルール』の実施を問ふこと勿れ、英国にして愛蘭の弱小にして活殺の權我に在るに安んじ同情なく理解なく統一党と国民党との軋轢、旧教徒と新教徒との反目を基礎として偷安糊塗の政策に甘んじ、絶えて英愛間の信任を存養せざるに於ては、愛蘭統治の難局は遂に解決の期なかるべきなり。」¹⁴¹⁾

すなわち、アイルランド統治における最大の問題は、治者と被治者との間に「不信」が

138) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、94頁。

139) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、94頁-95頁。

140) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、95頁。

141) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1918年8月、95頁-96頁。

存在していることであると指摘するのである。吉村は、統治において重要なのは、それが異民族に対するものであるか否かにかかわらず、治者と被治者との間に「信任関係」が存在することであり、これが欠落していれば、同化主義あるいは自治政策といったようにいかなる植民地統治形式を用いても統治の目的を達成することは不可能であると結論づけるのである。したがって、イギリスがアイランドに対して「同情なく理解なく」「儉安糊塗の政策に甘んじ、絶えて英愛間の信任を存養せざるに於ては、愛蘭統治の難局は遂に解決の期なかるへきなり」と結論づけたのであった。

4. アイランド情勢の変遷と吉村源太郎のアイランド関係報告書

(1) 吉村源太郎『英蘇併合論』

前章で見たように、吉村は、アイランドにおけるイギリスの異民族統治の失敗を強調するが、彼は異民族統治そのものについて不可能であると考えていたわけではなかった。吉村は、アイランドにおける統治の仕方に問題があると指摘しているのである。従って、異民族統治であっても成功裡に行われた例も存在することを、彼は1921年3月に拓殖局から出された『英蘇併合論』で力説する。緒言において吉村は以下のように述べ、アイランドとスコットランドの状況を比較しながら、報告書の執筆目的を以下のように述べている。

「愛蘭問題カ紛糾シテ英国政治ノ一大禍根ヲ成セル今日ニ於テ英蘇併合ノ起因ト効果トヲ顧ミルトキハ、頗ル奇異ノ感ヲ生セスンハアラス・・・愛蘭ニ在リテハ併合ノ目的ハ尙未タ達成セラレサルノミナラス、益々敵英独立ノ趨勢ノ助長セラレツツアルニ反シ、英蘇ノ間ハ全ク融合統一ノ利澤ニ浴シ、英国カ仏国大革命ノ狂瀾ニ圧倒セラルルコトナク、革命後欧州諸国カ動揺騒乱ノ間ニ苦悩シツツアルニ際シ、商工業ノ発達ヲ図リ、海外ニ発展スルコトヲ得テ、英帝国今日ノ隆盛ヲ成スヲ得タル・・・。

本編ニ於テハ先ス併合ノ由来ヲ概叙シ当年ニ於ケル議會ノ性質及組織ヲ討尋シ、併合ノ実行セラレタル経路ヲ明ニシ、今日英蘇ノ融和シテ何等睽離ノ原因ノ存スルナキ所以ヲ審ニセントス。」¹⁴²⁾

アイランドと対極的に、イングランドがスコットランドを成功裡に併合しえた理由を、吉村は先行研究を参照にしながら詳細に論じている。イングランドとスコットランド

142) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、1頁－2頁。

は、エドワード1世が両王室を婚姻によって結合しようと図ったが成功せず、武力による征服を企てたが失敗に終わった。クロムウェルは共和国の名の下にスコットランドを武力征服した。2つの独立国家は、こうした数世紀にわたる「争闘攻伐」の歴史を有していたが、約400年に及ぶ両国政治家の努力によって平和裏に併合が達成されたとする¹⁴³⁾。スコットランドにおいては国王の立法機関としての議会も重要であるが、「古来事実上ニ立法機関タルカ如キ機能ヲ有シ1690年以後ニ於テモ議会同様ノ勢力ヲ占メ」¹⁴⁴⁾ ていたスコットランド教会の影響力が大きいことが指摘され、併合において、スコットランド教会の「権利ト特権トハ完全ニ維持セラルヘキ保障ヲ得タル」¹⁴⁵⁾ ことが重要であることが述べられる。また、1702年に即位したスコットランドのアン女王が英国教会に帰依しカソリック的傾向を示さず、両国民から好意的に見られており、両国のプロテスタントが協力して併合を模索したことが述べられる¹⁴⁶⁾。また、スコットランドにおいて物質的繁栄を享受するためには、イングランドと合併することを通じて自由貿易を達成することが絶好の手段であると考えられていたことも併合を後押ししたのである¹⁴⁷⁾。また、両国議会間の様々な問題に対する対立も、両国議会の譲歩と歩み寄りによって解決し、併合条約が締結され、併合法は1707年、両国議会において成立するに至った¹⁴⁸⁾。併合法の主要内容は、英蘇の完全な政治的統一を規定し、連合王国および植民地を通じて完全な通商の自由を保障し、英蘇両教会に対する完全な保障を与えた¹⁴⁹⁾。それは、「革命的ナルト同時ニ保守的ナル法律」¹⁵⁰⁾であった。異民族である両国民が完全な政治的統合を達成したことは革命的であったが、それは両国民の宗教制度を保障するということによって支えられていた点は保守的であったのである。こうして行われた併合から約1世紀を経て、吉村は「併合ノ目的タル統一ノ状況ニ達シタリト云フコトヲ得ヘシ」¹⁵¹⁾ と評価する。そして、「併合法ハ蘇国政治的独立ヲ失ハシメタル外、其ノ真ノ『ナシヨナリズム』ヲ支持シ保護シタルコトヲ知ルニ足ルヘシ」¹⁵²⁾ と述べ、さらに、「科学ノ進歩ト内外ノ情勢トハ益々英蘇ノ関係ヲ緊密ニシ、統一ハ進テ融合トナリ、今日ニ至テハ、英蘇ノ地方的特色ハ併合当時トハ異リ、漸ク

143) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、3頁－8頁。

144) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、13頁。

145) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、17頁。

146) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、19頁－20頁。

147) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、21頁。

148) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、24頁－32頁。

149) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、38頁－40頁。

150) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、38頁。

151) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、46頁。

152) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、55頁。

其ノ色彩ノ希薄ヲ致シツツアリ、是ニ於テカ、世或ハ何等カ立法手段ニ依テ『ナショナルイズム』ヲ保守スルノ必要ナキヤヲ思フモノアルニ至レリ、是レ寧ロ併合法ノ目的トセル英蘇ノ統一、随テグレート、ブリテンノ平和ト繁栄トヲ達成シタル証左ナリト云フヲ得ヘキナリ」¹⁵³⁾と結論づけたのである。

以上に見て来たように、吉村源太郎は植民地における異民族統治の可能性についてアイランドを取りあげて調査研究を行い、その結果、異民族統治であるか否かにかかわらず、統治者と被統治者との間に信頼関係が醸成されていれば可能であるとし、イギリス帝国によるアイランド統治の失敗は、強権的で一貫性のない統治政策を展開するイギリス帝国に対してアイランド人が失望した結果であると結論づけた。吉村は、異民族統治の成功例として、相互の信頼関係が確立しえたスコットランド併合の例を挙げたのである。この異民族統治の成功例は、日本の植民地朝鮮統治などが成功裏に推移していることを示唆しようとしたのではなかろうか。

(2) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』

吉村はさらに、イギリス統治に絶望したアイランド人は、帝国内の自治という吉村にとっては望ましいと考えらる状況を目指すアイランド国民党に対する支持をやめ、その結果ロシアに成立したボルシェビキ政府に影響されたシンフェイン党が代わって影響力を増していく事態を憂慮する。彼はそうした状況を、『愛蘭革命派とボルシェビキ』と題した報告書において以下のように述べている。

「露国の労農政府が世界に大革命を巻き起こし一切の資本制度を壊滅して『無産階級の専制』を実現せむとし、苟も機会に乗ずべきあらば手段の如何を問はざらんとし虎視眈眈たるは、愛蘭に取りては盲亀の浮木に遭へるの感なくんばあらざるべし、露国との提携が果して窮極の利益を将来するや否やは問ふの違なし、之に依て愛蘭独立の気運を促進するを得ばシンフェイン党の宿願を達せらるる訳なり、況や愛蘭には過激なる労働党の存するありて夙にシンフェインと聯盟し、一九一六年の反乱も実に此の同盟の画策実行したる所なるに於ておや、又況んや、其の労働党の首領として『ダブリン』反乱に身命を捨てたるジエームズ、コンノリーは曾て米国にありてI, W, Wの組織に與り、露国のレーニンと共に米国過激党の首領レオンの弟子たりしものにして、寧ろレーニンに先して労農政治を

153) 吉村源太郎『英蘇併合論』拓殖局 1921年3月、55頁。

主張し、或論者をして『ボリシユビズム』の誕生地は愛蘭なりと言はしめたる程なるに於ておや愛蘭革命党とボルシエビキとの提携聯盟は外面的にも内面的にも可能性あるを否むべからず。」¹⁵⁴⁾

そして、その結果、イギリスの状況が悪化している状況を以下のように危惧するのである。

「今や英国に於ける社会問題は最も險悪なる状態に在り、戦後に於ける産業の不安は労働党の勢力をして俄かに興起せしめ労働者は動もすれば議会の権力を無視して直接行動に依らんとし、近時英国政府が頻に露国と通商を開始せむと焦心し、波蘭に対する応援にも十分の力を振ふ能はざるは、皆労働党の勢力を顧念せざる能はざるの結果なるは此に絮説するまでもなし、而してかかる大勢力を英国政界に振へる労働党は又シンフェインに対し多大の同情を寄せ、其の独立運動を賛助するのみならず、シンフェインとボルシエビキとの提携にも便宜を供するを辞せざる有様なり。

愛蘭問題解決の至難なる想ふべきにあらずや。」¹⁵⁵⁾

吉村の報告書によれば、第1次世界大戦は「愛蘭に取て自治を獲得する絶好機会」を提供し、レドモンドに率いられたアイルランド国民党はイギリス政府との交渉によって自治法を獲得した¹⁵⁶⁾。しかし、シンフェインは「断乎として之を拒絶」し、あらゆる手段を講じて「分離独立の目的を達せむ」とし、「1916年の反乱を起し」、「独逸との提携を策し」、「更に同盟の対手を露国過激派に求め、公然英国の主権を無視し、議会を設け大統領を選挙し大使と称するものを米国に派遣し愛蘭にありては『戦争状態』を宣言し、陰謀、暴動、殺戮、劫掠至らざる所なし」といった状況をもたらした¹⁵⁷⁾。この事態は、「英国従来 of 失政と自治付与の緩怠」という従来 of 理解だけでは説明できないとして、「真の説明は之を独立運動の基調たる国民観念に求める」ことが必要であるとして論を進める¹⁵⁸⁾。

吉村は、アイルランドにおける国民観念を基礎とする運動を、①精神的文化的な中流階級の主張による運動と②経済的労働的な無産階級の提唱による運動の2種類に分ける¹⁵⁹⁾。

154) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシエビキ』拓殖局 1921年3月、1頁-2頁。

155) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシエビキ』拓殖局 1921年3月、2頁。

156) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシエビキ』拓殖局 1921年3月、4頁。

157) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシエビキ』拓殖局 1921年3月、4頁。

158) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシエビキ』拓殖局 1921年3月、4頁-5頁。

159) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシエビキ』拓殖局 1921年3月、5頁。

前者を代表するものが国民党であり、後者を代表するものがシンフェインであるが、従来「シンフェインの思想は未だ愛蘭人民に浸潤するに至らざりし」¹⁶⁰⁾ 状況であったと述べる。しかし、ジェームズ・コノリーに率いられた労働運動がシンフェインと結んだことにより状況が一変したとする¹⁶¹⁾。理論家であったコノリーと現実の運動において卓越した技量を有していたジェームズ・ラーキンとの協力である。「理論の人と行動の人とは遂に相提携して革命の舞台に勇躍するに至」¹⁶²⁾ ったのであった。シンフェインは、アイランド義勇兵団を組織することによって積極的な革命勢力となるに至った。第1次世界大戦開始後、アイランド義勇兵団は、「独逸間諜の活動に伴ひ其の勢力を増進し、兵士を訓練し掠奪、密輸入等に依て武器の充実を図」¹⁶³⁾ ったとする。そして吉村は、アイランド義勇兵団とコノリーによって組織された労働者のつくった市民軍との連合によって様々な重要事件が引き起こされたと述べる。そしてシンフェインとコノリーらを連合させたものは「反英精神の一致」であると結論づけるのである¹⁶⁴⁾。そして、シンフェインは、アメリカにおいてアイランド系アメリカ人の「過激分子」らの運動と協力し、さらにボルシェビキに通じるロシア人とも親交を結んでいたコノリーを通じて、ボルシェビキと協力するようになったと考える¹⁶⁵⁾。そして「シンフェイン本来の政治的理知的運動は労働的社会革命的運動に圧倒せられた」¹⁶⁶⁾ のである。吉村はこうした状況を、「新革命運動の極左派は所謂立憲的基礎—現在の資本主義組織の下に於ける解決策に対しては断乎として同意することなかるべし、革命運動に於て労働党の勢力が隆盛なるに従ひて此の傾向は一層甚しくなり行くべし、愛蘭革命党とボルシェビキとの提携は愛蘭の前途をして益々暗澹たらしめざるを得ず」¹⁶⁷⁾ と見る。そしてこのことは、イギリス帝国に止まらず、日本の朝鮮支配にも影響を及ぼすことであった。吉村は以下のように記している。

「我朝鮮の過激派とボルシェビキとの関係は如何、朝鮮に於ける過激の徒が米国に依て其の空想を実現せむとしつつあるは久しき以前よりのことなり、此の事情は日米外交の関係が現在の状勢を継続する限り、益々其の色彩を濃厚にする傾向あるは疑なし、而かも今

-
- 160) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、7頁。
 161) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、8頁。
 162) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、12頁。
 163) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、15頁。
 164) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、15頁。
 165) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、17頁。
 166) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、18頁。
 167) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボルシェビキ』拓殖局 1921年3月、23頁。

日朝鮮に於ける事態は独り米国の勢力のみならず、ボリシエビズムの浸潤を思はしむるものあり、今や我軍の撤退に伴ひ西比利亜の赤化は益々鮮明となり、支那政府は区々たり利権の回収に忙しく、ボリシエビキの術中に陥らんとしつつあり、朝鮮の当局者は眼前の陰謀、暴動を鎮圧する以外別に用意する所なかるべからず。」¹⁶⁸⁾

そして、イギリス政府に対しても、「愛蘭の将来は狂乱澎湃たるのみならざるを覚ゆ、自治案は過去の一夢となれり、今や英国政府は唯暴動の鎮圧に違あらざるのみ、果して如何なる積極政策を樹立し来るべき、朝鮮の統治に苦心しつつある吾人は深甚なる同情を以て回瀾策の現出を期待せずんばあらざるなり」¹⁶⁹⁾と同情を表明するのである。吉村は、アイルランドにおけるシンフェインの影響力拡大を、外国の過激思想に扇動された憂うべき事例として見ており、それを日本の植民地朝鮮で勃発した3・1独立運動と重ね合わせていたのではなからうか。

(3) 吉村源太郎『愛蘭及埃及問題ニ就テ』

イギリス帝国の前途多難を予測した吉村は、1922年11月に『愛蘭及埃及問題ニ就テ』において、英愛条約によってアイルランド問題がひとまず小康状態を得たことについて以下のように述べる。

「自治領的地位ヲ承認スルコトニ依リテ独立共和ノ主張ヲ排斥シ以テ英帝国ノ統一ヲ維持スルヲ得タルハ國際的協調ノ一大行為ナリト云フヲ得ヘシト雖、一九一四年愛蘭自治法以来、英愛葛藤ノ経緯ヲ考察スレハ、英国政府ノ対愛政策ハ幾度カ変更シ、其ノ変更スル毎ニ讓歩ヲ重ネ、讓歩ノ極限ヲ盡シテ本条約ニ到達シタルモノニシテ、本条約カ事実上英国政府ノ屈服ナルコトヲ容認セサルヲ得ス、唯其ノ解決ノ方法ハ大体ニ於テ正当ニシテ頗ル大胆ナルモノアリ、英国ノ政治家カ時局ノ變転ニ吞却セラレス、一難ヲ経ル毎ニ一倍シ来ル勇氣ト忍耐ト智術トニ対シテハ敬意ヲ表セサル能ハサルヲ覺ユ。」¹⁷⁰⁾

すなわち、英愛条約によって自治領と同様の地位をアイルランドに認めることによって、共和国として完全に独立してしまう事態を回避したことを評価しながらも、これがイギリス政府の屈服であることを指摘する。しかし、その解決方法はおおむね正当であり評価し

168) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボリシエビキ』拓殖局 1921年3月, 3頁。

169) 吉村源太郎『愛蘭革命派とボリシエビキ』拓殖局 1921年3月, 23頁。

170) 吉村源太郎『愛蘭及埃及問題ニ就テ』拓殖局 1922年11月, 15頁。

うるものであることに敬意を表しているのである。しかし、その帝国全体への影響を以下のように危惧している。

「更ニ本条約カ英帝国ノ他ノ部分ニ及ス影響如何、埃及ノ独立問題ハ昨年十一月埃及代表者ト英国政府トノ商議失敗シタルママ、今尚解決ノ曙光ニ接セス、印度ニ於テハガンディー一派ノ反英運動ノ熾烈ナルモノアルニ加ヘ、英国カ嘗テ約束セル自治政府樹立ノ期間ヲ短縮センコトヲ要求スル運動ノ興起セルアリ、英愛条約ノ成立カ是等ノ運動ヲ刺激シテ更ニ困難ナル問題ノ簇起ヲ見ルコトナキヤ否ヤ、觀シ来タレハ英帝国ノ前途亦多事ナリト云フヘシ。」¹⁷¹⁾

すなわち、英愛条約はイギリス帝国全体に影響を及ぼす可能性があることを危惧するのである。それはエジプトやインドといった反英運動が激しく展開されている植民地が、少なくともアイランドに認められた条件を要求する可能性が大きくなったからである。また、アイランド問題に関しても、「愛蘭自由国ノ建設ハ決シテ愛蘭問題ノ解決ニアラサルコトヲ知ラサルヘカラス」¹⁷²⁾と断じ、以下のように述べ、南北分立の問題が解決しない限り、アイランド問題は解決したことにはならないと強調している。

「愛蘭ノ前途ヲ暗澹タラシムルモノ独リ是ノミニハアラス、愛蘭南北ノ分立モ亦愛蘭問題解決ノ一難関ナリ、固ヨリ一九二〇年ノ愛蘭統治法モ昨年ノ愛蘭条約モ南北分立ヲ一時ノ便法トシタルノミニシテ、統一ノ機会ヲ促進スルノ趣旨ヲ以テ規定ヲ設ケタリト雖、前者ハ南部愛蘭ノ承認ヲ肯セサルモノニシテ、後者ハ北部愛蘭ノ意見ヲ徴スルコトナク成立シタルモノナリ、数世紀ニ互レル人種的、宗教的、政治的、経済的ノ敵対ハ一片ノ法令ノ克ク掃蕩シ得ル所ニアラス、而シテ南北ノ分立シツツアル間愛蘭問題ハ遂ニ解決セラレタリト云フ能ハサルナリ。」¹⁷³⁾

(4) 吉村源太郎『愛蘭境界問題』

吉村は、1924年10月に『愛蘭境界問題』と題する謄写版の報告を執筆している。ここで彼は、アイランド自由国成立以降のアイランドに関する問題点として、南北の分立問題を挙げ、ともすれば忘却されがちであるこの問題の重要性に以下のように注意を喚起し

171) 吉村源太郎『愛蘭及埃及問題ニ就テ』拓殖局 1922年11月、16頁。

172) 吉村源太郎『愛蘭及埃及問題ニ就テ』拓殖局 1922年11月、31頁。

173) 吉村源太郎『愛蘭及埃及問題ニ就テ』拓殖局 1922年11月、31頁。

ている。

「現在愛蘭ニハ二個ノ自治政府カアル。北ナルヲ北愛蘭ト謂ヒ南ナルヲ愛蘭自由国ト謂フ。元来自治主義者ノ目的トスルトコロハ統一セル一個ノ自治組織テアツテ、南北分立ト云フカ如キハ仮令其ノ各々カ自治政府ヲ有スルトシテモ其ノ理想ヲ去ルコト遠キモノト云ハネハナラス、去リナカラ幾多の波乱曲折ヲ経テ漸クニ達シタル現在ノ組織ハ兎ニモ角ニモ愛蘭自治ノ解決トシテ一段落ニ到着シタルモノテアツテ、世人ノ視聽ハ為ニ自カラニシテ愛蘭ヨリ遠サカルニ至ツタ、然ルニ近日ニ及ヒ又モヤ愛蘭問題カ英国議會ノ重要ナル論議ノ題目トナリ、愛蘭ノ禍根ノ重且大ナル容易ニ療治シ難キモノアルヲ思ハシムルモノカアル。南北愛蘭ノ境界問題即チ是テアル。」¹⁷⁴⁾

そして、「・・・愛蘭南北ノ間ニ横ハル根本的睽離ハ境界画定ノ実行ヲ機トシテ幾多ノ紛糾騒乱ノ発現ヲ見ルコトナルテアラウ、カクテ又愛蘭問題カ世人ノ視聽ヲ聳動スルノ日ニ会フコトナルテアラウ」¹⁷⁵⁾と述べ、境界問題の解決は非常に困難であり、アイルランド問題は長期化するであろうと結論づけている。

(5) 吉村源太郎と時永浦三

吉村源太郎が、体系的報告書である『愛蘭問題』を1919年8月に執筆した背景には、先行研究がすでに指摘しているように、日本の植民地朝鮮において勃発した3・1独立運動があったと考えられる¹⁷⁶⁾。この時期にはまた、アメリカ大統領ウィルソンによって民族自決主義が提唱され、それが植民地における異民族統治のあり方に世界的な影響を及ぼしていた時期でもあった。こうした植民地統治にとって重要な国際情勢の変化は、植民地行政当局にとっても調査・研究の重要性を認識させることとなった。1919年11月、吉村源太郎が『愛蘭問題』を拓殖局から刊行してからまもなくの頃、朝鮮総督府は事務官時永浦三を欧米諸国に出張させ、アイルランド独立運動と朝鮮独立運動との関連を調査させた¹⁷⁷⁾。1921年3月に帰朝し朝鮮総督府参事官を兼任することとなった時永は、1921年7

174) 吉村源太郎『愛蘭境界問題』（謄写版）1924年10月25日稿、1頁－2頁。

175) 吉村源太郎『愛蘭境界問題』（謄写版）1924年10月25日稿、22頁－23頁。

176) 上野格「日本におけるアイランド学の歴史」『思想』No.617 1975年11月、134頁。

177) 時永浦三の調査報告に関しては、拙稿「朝鮮総督府官僚のアイルランド認識－時永浦三を手掛かりとして－」『大阪産業大学論集』第11巻第1号 2009年9月、および拙稿「時永浦三のアメリカ調査報告－アメリカにおける朝鮮独立運動とアイルランド独立運動－」『大阪産業大学論集』第11巻第2号 2010年1月、を参照されたい。

月に『愛蘭問題』と題する報告書を朝鮮総督府から刊行した¹⁷⁸⁾。時永は、その執筆に際して、すでに拓殖局から刊行されていた吉村源太郎の『愛蘭問題』を極めて詳細に参照していた¹⁷⁹⁾。そのことは、両者の報告書が構成や記述項目に関して酷似していることから明らかである。以下の表3を参照されたい。

表3 吉村源太郎『愛蘭問題』および時永浦三『愛蘭問題』の目次

吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年 8月	時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府 1921年 7月
緒言	第1章 愛蘭問題ノ範圍
	第一 愛蘭問題ハ地理的關係ノ問題ナリヤ
	第二 愛蘭問題ハ人種的反感ノ問題ナリヤ
	第三 愛蘭問題ハ歴史的政治行為ニ関スル問題ナリ
第1章 愛蘭の過去	第2章 愛蘭虐殺小史
第1節 併合以前	第1節 Anglo-Norman ノ侵入
第2節 併合以後	第2節 英国失勢時代
	第3節 Elizabeth 時代ノ反乱討伐
第2章 統治機関	第4節 第17世紀ニ於ケル虐殺
第1節 中央政府	第5節 Society of United Irishmen ノ革命騒動ノ討伐
第2節 地方政府	第6節 1845-47年ノ飢饉
第3章 宗教	第3章 宗教問題
	第1節 Celtic Ireland 時代ノ基督教ト Anglo-Norman ノ侵入ノ宗教上ノ意義
	第2節 愛蘭ノ宗教統一計画
	第3節 Charles 二世及 James 二世ノ旧教保護ト反動的圧迫
	第4節 旧教徒解放運動
第4章 教育	第4章 教育問題
	第1節 教育制度及施設
	第2節 教育方針
第5章 農業	第5章 農業問題
第1節 土地の状態	第1節 土地及農法
第2節 地主と小作人との関係	第2節 英国移民小史
第3節 1870年乃至1885年の土地法	第3節 農業運動
第4節 土地買収に関する法律	第4節 農業立法
第5節 Congested District 問題	第5節 結論
第6節 農業組織協会並農業及実業教育局	
第6章 商工業	第6章 財政問題
	第1節 財政独立問題
第7章 財政	第2節 課税権問題
第8章 自治問題	第7章 政治問題
	第1節 政治組織
第9章 ゲール語運動	第2節 併合前ノ政治運動
	第3節 併合ニ対スル反対運動
第10章 反英精神	第4節 1916年 Dublin ノ反乱
	第5節 新自治法ノ制定
第11章 政党	第6節 最近ノ独立運動
	第7節 政党ノ分野ト近状

178) 時永浦三『愛蘭問題』朝鮮総督府 1921年 7月。

179) 上野格「日本におけるアイランド学の歴史」『思想』No.617 1975年11月, 137頁。

第12章 愛蘭と米国の関係	第8章 諸外国トノ関係
	第1節 欧州大陸諸国トノ関係
	第2節 米国トノ関係
第13章 今日の愛蘭	第9章 結論
第14章 結論	第一 征服政策ノ失敗
	第二 愛蘭文化ニ対する圧迫政策ノ失敗
	第三 放漫政策ノ弊
	第四 背信政治ノ禍
	第五 愛蘭問題ノ現状及将来

上野格が指摘しているように、「吉村の調査は、1919年の復活祭蜂起とその余波の時期、時永の調査が独立戦争の終るあたりまでであった」¹⁸⁰⁾ ことから、両者の扱っている時期は、アイルランド自治のあり方に極めて重要なアイルランド独立戦争期を挟んでおり、執筆時期の違いはあるものの、アイルランド問題がイギリス統治の失敗による人為的な原因によっていること、その最大の問題点は両者の間に信頼関係が決定的に欠如していること、そして、アイルランド問題の前途は非常に多難であることといった根本的認識において両者は同一の方向性をもっている。吉村源太郎によるアイルランド問題に関する調査報告書は、実際の植民地統治において影響力をもっていた官僚の認識に大きな影響を与えていたことが見てとれる¹⁸¹⁾。朝鮮総督府官僚時永浦三は、吉村源太郎の報告書をもとにアイルランド問題認識を継承し、実態調査によってその後の変遷を調査し、吉村源太郎もまた、彼の『愛蘭問題』以降の諸報告書によって、アイルランド自由国成立後に到るまでのアイルランド問題の展開を跡づけたのであった。

5. おわりに

吉村源太郎の植民地統治認識を知るために、本稿では主としてアイルランドに関する彼の著作・報告書を検討してきた。吉村は、安定した植民地統治のためには、統治者と被統治者との間に信頼関係があることが最も重要であると考えていた。そうした認識をもっていた吉村は、イギリス帝国によるアイルランド統治を、植民地支配の失敗例と見ていた。ここでは、信頼関係の醸成にはほど遠い強圧的な統治政策が展開されてきたためである。

180) 上野格「日本におけるアイアランド学の歴史」『思想』No617 1975年11月、135頁。

181) 朝鮮総督府警務局長として植民地朝鮮の治安担当者として活躍した丸山鶴吉も、1922年4月20日に行った「朝鮮治安の現状及将来」と題する講演の中で、吉村源太郎の調査報告書について、「拓殖局の嘱託が調べたもので、エジプトの問題に関する小冊子は至極要を得て居ります」として内容を紹介した上で高く評価している。丸山鶴吉『朝鮮治安の現状及将来』朝鮮総督府 近藤一編『齊藤総督の文化統治』友邦シリーズ第16号 宗高書房 1970年、402頁、を参照されたい。

そして彼は、アイランドにおける異民族統治の失敗は、エジプトやインドにおける異民族統治にも影響を及ぼし、ひいてはイギリス帝国全体の統一問題に発展する可能性があるとして指摘していた。吉村源太郎の植民地統治に関する報告書は、イギリスを中心とする欧米諸国における「強圧的」な植民地支配が第1次世界大戦後の国際的環境のなかで困難になってきていることをいち早く示し、日本の植民地支配がそうした轍を踏まないように警鐘をならしたものと考えられる。しかし、それは、日本の植民地支配を根本的に批判したという性格のものではなく、欧米諸国のアジアに対する勢力拡大に対抗するためには必要不可欠なものであり、日本のアジアにおける一層の役割を強調するためのものであったと見るべきであろう。こうした論調は、日本の植民地統治を正当化する方向性をもっており、イギリス帝国に対する異民族の抵抗運動は、日本を含むアジアが欧米諸国の勢力拡張に対抗する姿と重ね合わされていたと思われる。

同時に吉村は、イギリス帝国の植民地支配が全て失敗しているのではなく、白人による自治植民地は比較的的成功していることも指摘していた。彼はイギリスの植民地統治について、「英国の殖民政治は一世の推讃する所なり」と述べている¹⁸²⁾。そうした自治植民地は、「立法議会を有し、議会の多数者を以て組織せらるる政府を有する植民地」であり、具体的にはカナダ、ニューファンドランド、オーストラリア連邦、ニュージーランド、および南ア連邦であった¹⁸³⁾。吉村は、これらの植民地について、「自治政治の実を挙げつつあるは白人種の植民地たる自治領」であると述べている¹⁸⁴⁾。

こうしたことから、吉村は、植民地支配自体を悪いものとして見ていたのではないことが分かる。従来の研究は、吉村がイギリス植民地統治への厳しく批判したことを中心に論じられてきた。それらの研究は、吉村源太郎自身がイギリスの植民地政策批判を通じて日本の植民地政策を批判的に見ていたと推測している。『愛蘭問題』を中心として吉村のアイランド認識に注目した先駆者である上野格は、『愛蘭問題』で宗主国の態度が問題であると結論づける吉村の論考について、「吉村が、この結論をそっくり朝鮮統治の将来の姿と考えていたのかどうか、直接の手がかりになるものはないが、少なくともイギリスのような態度を日本がとってはだめだ、と強く警告するつもりで書いたことは確かであろう。殊に若くして大連の行政官としての経験も積んだ人であるから、幾多の文字にしえぬ具体的な事件を配慮しながら、イギリスに名をかりて、日本の方向を示唆している、と筆者には思えるのである」¹⁸⁵⁾と述べている。そして、「彼の警告したかったことは、それま

182) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 93頁。

183) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 93頁。

184) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月, 93頁。

での武断政治の誤りであり、三・一独立運動の弾圧の厳しすぎることであったと考えられる」¹⁸⁶⁾と指摘し、朝鮮総督府による統治政策への批判が込められているとする。また、吉村の植民地統治論を論じた中岡三益は、吉村が武断政治に批判的な考え方をもっており、そのことが彼の外事総長休職につながったと推測した上で、「彼の『埃及問題』には、イギリスのエジプト統治と関東都督府（関東庁）あるいは韓国統監府（朝鮮総督府）の統治との比較を明示的に記した箇所は全く見られない。しかしイギリスのエジプト統治を論じる時、源太郎の胸中に関東都督府時代の体験が去来し、あるいは解任・休職処分に対する重苦しい無念さが回想されていたと想像することは許されよう。想像の域を出ないが、その思いを『埃及問題』にこめたと想定してほぼ間違いないかも知れない」¹⁸⁷⁾と述べている。さらに、齋藤英里は、『英蘇併合論』を評して、「英蘇併合は異民族間であっても、併合が成功した例として拓殖局が注目したのであろう。本書には英蘇併合が正式な条約のもとで合法的に行われたことが、繰り返し述べられている。そこに、強硬に併合を断行したアイルランド政策はもちろんのこと、日本の朝鮮統治への批判も込められているとみるのは、行き過ぎた読み方であろうか。吉村の目に映じた朝鮮は、スコットランドと対極の位置にあり、エジプト、アイルランドと類似の状況にあった。『英蘇併合論』は、植民地官僚として、朝鮮統治に苦慮した吉村の体験と批判を代弁していたのではないだろうか」¹⁸⁸⁾と推測している。以上の先行研究に共通することは、吉村源太郎が、植民地官僚でありながら日本帝国主義を含めた帝国主義的政策全般を批判的であったとする見方である。いわば「良心的官僚」としての吉村像の提唱である。しかし、すでに見たように、吉村は植民地支配自体を批判していたのではなかった。それでは、吉村は日本帝国による植民地支配をどのように見ていたのであろうか。それを知る手掛かりとして、本稿ですでに紹介した吉村源太郎「亜細亜主義に就て」と題する論文をさらに検討しておきたい。

「亜細亜主義に就て」のなかで、吉村は、国力の基礎となるものは国民の自覚であり、ヨーロッパにおいては、この国民的自覚によって民主運動や国民運動が展開され、国力発展の動機となってきたことを述べ、それは民主主義と帝国主義の相互抑制体制に行きついたとする。しかし、国民が聡明さを欠けば、この相互抑制体制はバランスを失うことになると述べる¹⁸⁹⁾。それは、イギリスにおいては、「自治制度を以て誇とする英国は、印度に於て

185) 上野格「日本におけるアイルランド学の歴史」『思想』No.617 1975年11月、137頁。

186) 上野格「日本におけるアイルランド学の歴史」『思想』No.617 1975年11月、137頁。

187) 中岡三益「加藤房蔵と吉村源太郎の植民地統治論」日本オリエント学会創立35周年記念『オリエント学論集』刀水書房 1990年7月、373頁。

188) 齋藤英里「『アイルランド・朝鮮類比論』の展開」法政大学比較経済研究所・後藤浩子編『アイルランドの経験-植民・ナショナリズム・国際統合-』法政大学出版局 2009年、330頁。

自治運動を抑圧せむとするにあらざるや」¹⁹⁰⁾といった形で表れているとする。そして、「吾人は国民の自覚に基く国勢の振興を歡ぶも、其正当の軌道を逸脱するを憂ふ。欧州文化の東漸を喜ぶも、不当なる欧州列強の圧迫を呪ふ。蓋し国民は其正当なる発展に依てのみ世界の文化に貢献することを得るものなればなり」¹⁹¹⁾と述べ、アジア主義は、「欧米列強をして、反正せしめんが為に提唱せられたるもの」¹⁹²⁾であり、それは欧米諸国によるアジアへの帝国主義的拡張政策への対抗思想として提唱されたとする。その意義は、「亜細亜の民族をして、各其正当にして自由なる発達を遂げしめ、以て世界の文化に寄与する所あらしめむとするものなり」¹⁹³⁾とする。そして、「亜細亜諸国の中、其善く独立を維持するもの、僅かに帝国と支那とあるのみ。乃ち先づ日支相提携して欧米の不当不利なる強圧を排し、其正当なる発展を承認すると共に、我が正当なる発展を承認せしめ、以て他民族に及ばしむとするものなり」¹⁹⁴⁾とする。吉村は、「日支の関係は同文同種、其文明の性質も亦同一」¹⁹⁵⁾であるとの認識をもっており、こうした日中の関係を強化しつつ欧米諸国に対抗するためにアジア主義を唱えたのであった。こうした吉村の主張は、彼が欧米諸国のアジアにおける帝国主義政策に対して批判的であるが、その一方で日本については、欧米諸国の不当な要求に対抗するために「日支親善」を根底におき、「東亜に於ける権力の均衡を維持せんが為、帝国の支那大陸に於て相当の地歩を占むるの必要なるは、寔に見易きの理なり。之に非ざれば以て日支親善の実績を挙げ、列国と角逐して、東亜の大局を支持するに由なきなり」¹⁹⁶⁾と述べ、日本の帝国主義的政策については擁護しているのである。すなわち、「亜細亜主義に就て」において吉村源太郎が主張したことは、帝国主義的植民地主義自体は悪いものではないが、欧米諸国がアジアを植民地支配しようとすることは不当であるということであったのである。

吉村は植民地支配についてどのような考え方をもっていたのであろうか。彼は本稿ですでに検討した『愛蘭問題』の結論部分で、「植民地内部の事情及其の本国に対する関係に於て或は同化の形式に依るを適當とすることあり、或は自治の形式に依るを得策とすることあり、必ずしも一端を執て論すべきにあらず、而して各種の形式を通して統治の要諦た

-
- 189) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、34頁-35頁。
 190) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、35頁。
 191) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、35頁-36頁。
 192) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、36頁。
 193) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、36頁。
 194) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、36頁。
 195) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、37頁。
 196) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、40頁。

るものは本国と植民地との間に於ける信任関係のみ」と明確に述べている¹⁹⁷⁾。吉村にとって、植民地統治において最も重要なのは、あくまで統治者と被統治者との間の信頼関係なのであった。欧米諸国の植民地についてはしばしば自治を称揚する吉村ではあったが、日本が植民地において同化政策を推進していたアジアについては、「日支の関係は同文同種、其文明の性質も亦同一」¹⁹⁸⁾であり、欧米諸国の異民族統治に対する植民地支配とは異なっていることを主張し、自治については全く言及していない。あくまでも吉村は、「同情なくして理解なし。理解なければ同情なし」¹⁹⁹⁾と述べ、「同情」と「理解」を基礎とすべきことを強調したのであった。そして彼は、「吾人は更に第二の『文芸復興』に依り、彼等の欧州文明以外別に東洋に優秀豊富なる文明あるを悟り、我等亜細亜民族と相携へ相励して、世界の文化に貢献し、人類の進歩に寄与する所あらむを望まざるを得ず、是れ亜細亜主義の提唱ある所以なり」²⁰⁰⁾と結論づけ、アジア主義の提唱によって、日本もイギリスを含む欧米諸国のような国際的影響力を得ることが可能であり、それは不当なアジア進出を行っている欧米諸国に対抗するために必要不可欠なことであると主張したのである。したがって、吉村源太郎の植民地統治認識は、アイルランド統治政策に代表される、信頼関係のないイギリス帝国の植民地統治政策には極めて批判的であるが、植民地朝鮮や台湾、関東州といった地域に対してアジアの盟主たるべき日本が、信頼関係に基づいて植民地支配を行うことに関しては全く批判的でないことが明らかである。こうしたことを踏まえると、従来唱えられてきたような「良心的」植民地官僚である吉村源太郎というイメージは、修正する必要があると思われるのである。

197) 吉村源太郎『愛蘭問題』拓殖局 1919年8月、95頁-96頁。

198) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、37頁。

199) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、40頁。

200) 吉村源太郎「亜細亜主義に就て」黒龍会『亜細亜時論』第1巻第1号 1917年7月、40頁。

The Irish Problems Observed by an Government Official
: The Views of YOSHIMURA Gentaro

KATO Michiya

Abstract

YOSHIMURA Gentaro, an government official serving in the Japanese Government-General of Kanto Leased Territory surveyed the British colonial situations including Ireland. He observed the Irish situation under British control and had the important lessons from it. His conclusion was that British governance of Ireland should be seen as a failure because it lacked the mutual trust. He criticized severely the way of British governance in Ireland but did not deny the colonial rule itself. He rather insisted that the Japanese colonial rule as an antidote against the western expansion to Asia and that Japan should take a more leading role in Asia.

Key Words : YOSHIMURA Gentaro, Ireland, Colonial Rule